

報 告 書

～主体性と独立性のある検査等業務プロセスの構築のために～

平成24年1月12日

検査等業務についての第三者調査委員会

目次

1. 委員会設置の目的
2. 調査体制、調査事項及び調査方法
 2. 1 調査体制
 2. 2 調査事項
 2. 3 調査方法
 2. 3. 1 検査員へのヒアリング
 2. 3. 2 アンケート調査
 2. 3. 3 理事長へのヒアリング
3. 事実認定及びQMシステムの現状
 3. 1 検査等業務の関係規程、プロセス等
 3. 1. 1 現行の検査制度
 3. 1. 2 機構が実施する検査等
 3. 1. 3 関係法令
 3. 1. 4 検査等関連の内部規程
 3. 1. 5 検査等業務のプロセス
 3. 1. 6 検査等業務の実績
 3. 2 不適合業務事案の経緯
 3. 2. 1 今までの不適合業務事案、再発防止対策の状況
 3. 2. 2 燃料体検査の要領書誤記（事案1）
 3. 2. 3 溶接検査一部未実施（事案2）
 3. 2. 4 定期検査一部未実施（事案3）
 3. 3 検査等業務に対するQMシステムの現状
 3. 3. 1 機構のQMシステム
 3. 3. 2 検査等業務のQMシステム
4. 機構の検査等業務のあり方 ―問題点検討の指標
 4. 1 主体性と独立性の確保
 4. 2 法令に基づく役割
 4. 3 燃料体検査及び溶接検査
 4. 4 検査等業務の役割の重要性の組織的自覚
5. 問題点の検討

5. 1 不適合業務事案
 5. 1. 1 燃料体検査の要領書誤記（事案1）
 5. 1. 2 溶接検査一部未実施（事案2）
 5. 1. 3 定期検査一部未実施（事案3）
 5. 1. 4 不適合事案の問題点
5. 2 検査等業務に対するQMシステムの問題点
 5. 2. 1 検査等業務の性格及び内容
 5. 2. 2 検査等業務のQMシステムの問題点
 5. 2. 3 機構の人材の質の確保に関する問題点

6. 改善すべき点
 6. 1 事業者依存体質の改善
 6. 2 検査等業務に対するQMシステムの改善

7. 改善策の提言

8. まとめ

- 参考資料 1. 検査等業務についての第三者調査委員会委員名簿
- 参考資料 2. 検査等業務についての第三者調査委員会開催状況
- 参考資料 3. 検査業務に係るアンケート内容
- 参考資料 4. 検査業務に係るアンケート結果
- 参考資料 5. 原子力安全規制の流れ
- 参考資料 6. 原子力安全基盤機構設立の経緯
- 参考資料 7. 他業種の規制検査について
- 参考資料 8. 検査等業務に適用される法体系
- 参考資料 9. 機構が行う検査等の根拠条文
- 参考資料 10. 機構の規程体系
- 参考資料 11. 各検査等業務の実施プロセス
- 参考資料 12. 平成 21,22 年度の検査業務実績
- 参考資料 13. 検査関係業務の予算内訳
- 参考資料 14. 米国原子力規制委員会（NRC）の予算内訳
- 参考資料 15. 機構の QM システム体系図

1. 委員会設置の目的

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」という。）は、平成15年10月の設立以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）及び電気事業法に基づき機構が制定した品質管理マネジメントに係る関係規定に従って、検査等業務を実施してきた。

このたび、機構が行う検査等業務の信頼性に疑念をもたれるような検査未実施等の不適合業務の事案が複数発生したため、当該事案の問題点を検討し、検査等業務に対する機構の取り組み姿勢、検査要領書・手順書の作成プロセス、機構と事業者との関係のあり方、検査人材の育成・教育訓練等について改善すべき点を報告することを目的として、外部の有識者から構成される「検査等業務についての第三者調査委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置することとした。

2. 調査体制、調査事項及び調査方法

2. 1 調査体制

本委員会は、委員長及び委員並びに本委員会の下に委員長及び弁護士2名よりなる報告書起草チームを設け、検査等業務についての調査及び報告書の取りまとめを行った（メンバーについては参考資料1）。

2. 2 調査事項

本委員会は、機構が実施している検査等業務の実態を把握し、問題点を検討し、改善すべき点を報告するため、次の調査を実施した。

・検査等業務の関係規定、プロセス等

機構の検査等業務の現在の実施方法を調査するため、関連法令及び機構の検査等関連の内部規定、検査制度のプロセス、機構が実施する検査等について調査した。

・不適合業務事案の経緯

機構の実施する検査等業務の信頼性に対して疑念を抱かせる事例として次の事案を調査した。

- 平成21年に判明した平成20年の燃料体検査要領書誤記
- 平成22年に判明した平成21年の溶接検査一部未実施
- 平成23年に判明した平成22年の定期検査一部未実施

・検査等業務のQMシステム

検査等業務の品質管理の基本となる機構及び検査業務部の品質マネジメントシステム（以下、「QMシステム」という。）を調査し、特に検査業務部の検査実施部門に対する調査では、不適合業務の管理の状況について調査を行なった。

2. 3 調査方法

本委員会は、計4回にわたる公開の審議（参考資料2）を行うとともに、以下の調査を行った。

2. 3. 1 検査員へのヒアリング

燃料体検査の要領書誤記、溶接検査一部未実施及び定期検査一部未実施に係る検査関係者から下記の日程にてヒアリングを実施した。

- ・実施日：平成23年11月28日（月）14時～17時
- ・参加委員：柏木委員長、勝田委員、齋藤委員、米岡委員

2. 3. 2 アンケート調査

個々の検査員の検査業務及び研修に対する認識並びに検査に係る用語の定義への理解度等を確認することを目的に検査員資格を有する常勤の機構検査員75名を対象にアンケート調査（平成23年11月28日～平成23年12月9日）を実施し66名の検査員から回答を得た（アンケート内容及び結果は参考資料3及び参考資料4）。

2. 3. 3 理事長へのヒアリング

機構の組織全般にわたるQMシステムへの取り組み姿勢について理事長から下記の日程にてヒアリングを実施した。

- ・実施日：平成23年12月12日（月）11時～12時
- ・参加委員：柏木委員長、岡本委員、齋藤委員、米岡委員

3. 事実認定及びQMシステムの現状

3. 1 検査等業務の関係規程、プロセス等

3. 1. 1 現行の検査制度

原子力発電所及びその他の原子力施設に対して、規制当局としての原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づき規制を行っている。

原子炉等規制法に基づく規制は、製錬の事業、加工の事業、原子炉の設置、貯蔵の事業、再処理の事業、廃棄の事業及び核燃料物質等の使用等の分野別に、事業許可又は設置許可、設計、建設、運転及び廃止措置の段階毎になされている。

実用発電用原子炉については、原子炉等規制法に規定する「設計及び工事の方法の認可」、「使用前検査」、「溶接の方法及び検査」、「施設定期検査」について、電気事業法により同様の規制を受けているため、規制の重複を避ける観点から、原子炉等規制法の該当する規定の適用対象から除外している。

原子力発電所及びその他の原子力施設に対する安全規制の流れを図示する（参考資料5）。

原子炉等規制法及び電気事業法に基づき、建設、運転、廃止措置の各段階で次に示す検査等が行われる。

(1) 建設段階

原子力発電所	その他の原子力施設
使用前検査（電気事業法）	使用前検査（原子炉等規制法）
溶接安全管理審査（電気事業法）	溶接検査（原子炉等規制法）
	廃棄物埋設施設確認（原子炉等規制法）

(2) 運転段階

原子力発電所	その他の原子力施設
定期検査（電気事業法）	施設定期検査（原子炉等規制法）
定期安全管理審査（電気事業法）	廃棄物埋設確認（原子炉等規制法）
保安検査（原子炉等規制法）	保安検査（原子炉等規制法）

(3) 廃止措置段階

原子力発電所	その他の原子力施設
廃止措置終了確認（原子炉等規制法）	廃止措置終了確認（原子炉等規制法）
保安検査（原子炉等規制法）	保安検査（原子炉等規制法）

(4) 段階を問わず実施される検査等

原子力発電所及びその他の原子力施設
外廃棄確認（原子炉等規制法）
放射能濃度確認（原子炉等規制法）
運搬物確認（原子炉等規制法）
運搬方法確認（原子炉等規制法）
立入検査（原子炉等規制法）（電気事業法）

3. 1. 2 機構が実施する検査等

機構は、平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」に基づき、原子力安全に関する専門家集団として原子力エネルギーの潜在的な危険性から国民の安全を確保することを使命として、平成15年（2003年）10月1日、約400名規模の組織として発足し、国の検査の一部を実施している（機構設立の経緯は参考資料6。）。

機構は、原子炉等規制法及び電気事業法の2つの法律に基づき主務大臣（経済産業大臣、文部科学大臣又は国土交通大臣）が行う検査、確認及び審査（以

下、検査、確認及び審査をまとめて「検査等」という。)の全部又は一部を次のように実施している。

(1) 国からの通知により実施するもの

電気事業法	使用前検査 燃料体検査 定期検査
原子炉等規制法	使用前検査 施設定期検査 廃棄物埋設施設確認 放射能濃度確認

(2) 事業者からの申請により実施するもの

電気事業法	溶接安全管理審査 定期安全管理審査
原子炉等規制法	溶接検査 廃棄物埋設確認 外廃棄確認 運搬物確認 運搬方法確認

また、他業種の規制検査についても調査したが、高圧ガス保安法、船舶安全法、労働安全衛生法及びガス事業法に基づく検査の実施機関に確認した範囲において、検査申請書毎に個別要領書を策定し、これに基づき検査を行っている機関はなかった(参考資料7)。

3. 1. 3 関係法令

機構が実施する検査等は、原子炉等規制法及び電気事業法で規定されている。

さらに、その詳細は省令、通達等により規定されるが、法律と省令の体系はおおよそ次のようになっている。

- (法律) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (政令) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- (省令) 各事業毎の規則等

- (法律) 電気事業法
- (政令) 電気事業法施行令
- (省令) 電気事業法施行規則及び各種技術基準省令

機構が行う検査等業務に適用される法律及び関連する省令の条項、並びに通達を参考資料 8 に示す。また、検査等業務に適用される法律及び関連する省令の条文を検査等の根拠条文を参考資料 9 に示す。

3. 1. 4 検査等関連の内部規程

機構の検査等の実施に係る文書は、事務規程、要領及び手順で構成されている。その他、検査等についての申請書の手引きが作成、公開されている。

各検査等について、機構が定めている規程等の体系を参考資料 10 に示す。

(1) 事務規程

法令の要求により定めるもので、業務区域、事務時間、検査員の職務・選任・解任、検査方法、書類等の保存等、業務活動の基本的な内容を記載した文書であって、機構は、検査等業務を実施するにあたり、検査等事務の実施に関する規程（以下、「事務規程」という。）を定め、主務大臣に届け出なければならない。

機構の事務規程で定めるべき事項は、原子炉等規制法及び電気事業法の関係法令の規定により、各検査等毎に規定されている。

例として、使用前検査（電気事業法）の事務規程で定めるべき事項を以下に示す。

- 一 事業所の名称及びその事業所が検査事務を行う区域
- 二 検査事務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 電気工作物検査員の職務に関する事項
- 四 電気工作物検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 五 検査事務の実施の方法に関する事項
- 六 検査事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 経済産業大臣に対する検査事務の結果の通知に関する事項
- 八 その他検査事務の実施に関し必要な事項

（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令第 5 条第 1 項）

(2) 要領

検査等業務の具体的な内容について定めたもので、実務の遂行上、必要不可欠な方法について記載した文書である。（例：実施要領、検査要領）

(3) 手順

要領を受け、実務の遂行上、より具体的な運用について記載した文書である。

（例：実施手順書、実施要領細則）

(4) 事務規程等の改訂

事務規程は、検査業務を行うための基本的な事項(場所、組織等)のみを規定していることから、主に組織改編や事業所の所在地の変更等に対応してのみ改訂されている。

検査等業務に係る不適合業務事案に対する是正・予防処置については、原則として、要領及び手順を改訂することで対応している。

3. 1. 5 検査等業務のプロセス

(1) 検査等業務のプロセス

機構は、検査等業務のプロセスを関係法令で定めるところにより、各検査等業務の種類毎に事務規程で定め、その詳細は、要領又は手順等で規定している。

機構が行う検査等の実施プロセスは、次の3つのパターンに分類される。

(パターン1) 国に申請された検査等について、国から通知された範囲の検査を行い、国に検査結果を通知するもの

(パターン2) 機構に申請された検査等について、機構が検査等の全部を行い、機構が合格証又は確認証を交付するもの

(パターン3) 機構に申請された検査等について、機構が審査の全部を行い、機構の審査結果に基づき国が評定を行うもの

各検査等業務の実施プロセスのパターンの分類にについて別紙に示す(参考資料11)。

(2) アウトプットによる分類

先述のとおり、関係法令によれば、機構の行う検査等業務には、検査、確認そして審査という態様が定められている。これらを国または機構によるアウトプット(出口)の観点から整理すれば以下のようなになる。

まず、検査には、検査対象に可否の判定がなされ、合格証が交付されるものとして、(1)国からの合格証が交付される①電気事業法に基づく使用前検査、②原子炉等規制法に基づく使用前検査、③原子炉等規制法に基づく施設定期検査、④燃料体検査、(2)機構が合格証を交付する⑤溶接検査、があり、可否の判定がなされず、終了証が交付されるものとして、機構が検査結果通知書を作成し、国が終了証を交付する⑥定期検査がある。

次に、確認には、(1)国からの合格証が交付される①放射能濃度確認、(2)国からの確認証が交付される②廃棄物埋設施設確認、(3)国または機構が確認証を交付する③廃棄物埋設確認、④外廃棄確認、⑤運搬物確認、⑥運搬方法確認がある。

そして、審査には、機構が審査結果通知書を取りまとめ、国が評定書を発

行する①溶接安全管理審査、②定期安全管理審査がある。

このように、一口に検査等業務といっても、その性質には合格証の発行のような処分性を持つものから、事業者の安全管理体制を俯瞰的にチェックする審査まで、性質上異なるものが含まれている。

3. 1. 6 検査等業務の実績

(1) 検査等業務の業務量

機構の検査業務部が、平成21年度及び平成22年度に実施した検査等の業務実績を調査した。平成21年度は、734件の検査完了件数に対して検査等の出張が8901人日であった。平成22年度は、798件の検査完了件数に対して検査等の出張が7601人日であった（参考資料12）。

(2) 検査等業務の予算

電気事業法、原子炉等規制法に基づき事業者を受検義務が課せられている検査等については、法律に基づき法令に定められた手数料を収入印紙により申請者から受領している。

具体的には、国に検査申請がなされる定期検査、使用前検査、燃料体検査などは国が手数料を徴収し、機構に申請がなされる定期安全管理審査、溶接検査等は機構自ら手数料を受領している。

また、国に検査申請がなされた検査（国が手数料を受領）については、機構がその一部を実施しているが、これらについては運営費交付金（国庫金）による予算が充当されている。

具体的には、平成22年度ベースで、機構は手数料59%、運営費交付金41%により、検査員人件費、検査旅費及び検査員研修等に係る費用を支出している（参考資料13）。参考までに、米国NRCにおける検査等業務の予算構造は、手数料86%、国庫金14%となっている（参考資料14）。なお、手数料収入に余剰が生じた場合、最終的に国庫に返納されることになる。

3. 2 不適合業務事案の経緯

3. 2. 1 今までの不適合業務事案、再発防止対策の状況

機構が平成15年10月の設立以降、品質マネジメント規程の不適合業務または軽微な不適合業務に該当すると判断した事例の中で、本委員会が調査した事案は以下の3件である。

- ① 平成20年に発生した燃料体検査実施要領書誤記（以下、「事案1」という。）
- ② 平成21年に発生した溶接検査一部未実施（以下、「事案2」という。）
- ③ 平成22年に発生した定期検査一部未実施（以下、「事案3」という。）

なお、次の事案については、機構の品質マネジメント規程の不適合業務に該当した事案であるが、発生時期も古く、関係者のヒアリングを実施しても記憶が薄れている等調査が有効にできないと推定されたため、調査対象としなかった。

④ 平成17年に発生した日本原子力発電（株）東海第二発電所における定期検査一部未実施

3. 2. 2 燃料体検査の要領書誤記（事案1）

（1）事案の概要

本事案は、機構が燃料体検査（実施プロセスはパターン1。参考資料11の2頁参照。）において、その検査の判断基準となる検査実施要領書記載の規定値に誤記があることに気づかず、計3回にわたり検査を行い、いずれにおいても合格の判定を行ったものである。

（2）機構の検査業務

燃料体検査は、電気事業法第51条第5項の規定に基づくもので、機構は、国からの実施通知を受けて、通知された範囲について検査を行い、その結果を国に通知するものである。機構は、加工の工程毎に立会いまたは記録の確認により、燃料体が認可された設計どおりに加工され、「発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令¹⁾」に適合していることを確認する。なお、国は最終の加工の工程の検査を行う。

機構は、国からの燃料体検査の実施通知に基づき、機構が行う検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めることを義務づけられている²⁾。

（3）事案の内容

機構は、燃料体が量産品であり繰り返し作成する検査実施要領書が類似のものとなることから、検査実施要領書の原型となる要領書（以下、「標準要領書」という。）をあらかじめ作成しておき、国から実施通知を受けると、標準要領書をベースとして、検査実施要領書を作成していた。具体的には、機構は、国からの燃料体検査の実施通知に基づき、検査実施要領書の表紙に該当する部分については個別検査毎に新たに作成するものの、検査実施要領書のいわば本体である検査の方法等の部分については標準要領書をコピーして、検査実施要領書を作成していた。

機構は、平成20年、標準要領書の「IV. 試験検査項目と規定値及び試験検査方法」の「燃料体試験・検査結果」の表に「副ロット番号」という列（以下「本

¹⁾ 昭和40年6月15日通商産業省令第63号

²⁾ 電気事業法施行規則第78条の5第4項、燃料体検査事務規程第10条第1項

件副ロット番号列」という。)を追加することとした。機構は、標準要領書に本件副ロット番号列を自ら追加せず、これを被検査者である加工事業者に行わせることとし、加工事業者に対し電子メールにより標準要領書改訂を指示した。

加工事業者は、平成20年9月、機構の要請に従い、加工事業者が管理する標準要領書(機構の標準要領書と表紙のみが違うもの。以下「加工事業者版標準要領書」という。)に本件副ロット番号列を追加し、機構に対し電子メールにより本件副ロット番号列を追加した加工事業者版標準要領書を送付した。加工事業者版標準要領書には、このとき、機構から指示された本件副ロット番号列とは別の頁にある「IV. 試験検査項目と規定値及び試験検査方法」、「(5) 燃料要素」の「①全長」及び「②ペレット・スタック長さ」の規定値の一部に誤記があった(以下「本件誤記」という。)。なお、加工事業者が本件誤記を発生させた理由は不明である。

機構は、加工事業者から本件誤記のある加工事業者版標準要領書を受領し、機構の標準要領書にする際、本件誤記記載があることに気づくことなく自らの標準要領書としたため、標準要領書に本件誤記記載が残ることとなった。

機構は、加工事業者を被検査者とする平成20年11月7日付、同年12月5日付及び同年同月18日付各検査実施要領書を作成するにあたり、従前どおり標準要領書をコピーして作成した。この際、標準要領書には本件誤記記載が残っていたことから、前記各検査実施要領書にも本件誤記記載が残った状態となった。機構は、これら本件誤記記載のある各検査実施要領書に基づき、計3回、加工事業者を被検査者とする燃料体の検査(本件各燃料体検査)を実施した。

本件各燃料体検査の実施に際し、検査対象である各燃料体の「全長」及び「ペレット・スタック長さ」が表示されるコンピューターディスプレイ上に、正しい規定値も併せて表示されていたことから、機構の検査員は、ディスプレイ上に表示された正しい規定値を参照して本件各燃料体検査を実施した。このことは、機構の検査員が本件誤記記載が残った検査実施要領書を基に検査を実施していないことを意味するものである。

その後、機構は、平成21年2月に実施した検査において、本件誤記記載を発見し、標準要領書を訂正した。機構は、同じ標準要領書を用いた過去の検査を確認した結果、同様の誤りが3件発見された。

なお、標準要領書が、いつ、どのような経緯で制定されたかについて、そして改訂がどのような経緯でどのレベルで決定されるかについても委員会のヒアリング等の調査によっては明らかにならなかった。そして、機構は、その設立後から本事案の再発防止策を実施するまで、自ら標準要領書の改訂を行わず、被検査者に行わせていた。

3. 2. 3 溶接検査一部未実施（事案2）

（1）事案の概要

本事案は、申請2件（付着ウラン回収容器6基）の溶接部の一部について、溶接検査（実施プロセスはパターン2。参考資料11の6頁参照。）が未実施であったものである。

（2）機構の検査業務

溶接検査は、原子炉等規制法第61条の24第1項、第16条の4第1項の規定に基づき、事業者からの申請により機構が行うものである。検査員は、溶接の工程毎に立会いまたは記録の確認により、「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」（平成12年11月6日総理府令第123号、以下「技術基準」という。）に適合していることを確認し、検査終了後、事業者に対して合格証の交付を行うものである。

技術基準においては、円筒形の容器の溶接部の非破壊試験として、①胴の周継手の溶接部と胴の長手継手の溶接部が交わる部分（以下、「Tクロス部」という。）については、放射線透過試験（以下、「RT」という。）を、他方で、②Tクロス部以外の溶接部については、浸透探傷試験（以下、「PT」という。）を実施すること、また、これらの非破壊試験を立会い又は記録確認の方法により実施することが定められている³⁾。

（3）事案の内容

平成21年、溶接事業者（以下、「申請者」という。）から申請（2件）のあった加工第2種機器（付着ウラン回収容器）6基の溶接検査につき、機構は、前記①及び②の非破壊試験の検査を立会い又は記録確認により実施しなけりなかつた。ところが、申請者は、Tクロス部についてRT（前記①）を実施したものの、Tクロス部以外の溶接部についてはPTを実施していなかつた。このように、申請者においてTクロス部以外の非破壊試験を実施していないにもかかわらず、溶接検査を実施した機構は、溶接検査を合格としていた。

この溶接検査一部未実施が生じた理由として、（i）申請者が作成した溶接検査実施状況表においては、Tクロス部とそれ以外の部分を区別せずに単にRTと記載していたことから、申請者は実のところTクロス部以外の溶接部について非破壊試験を実施していないにもかかわらず、検査員は、全ての溶接部について申請者がRTを実施したと誤解したこと（PTよりRTの方がより高度な検査であることから、PTが要求される部分にRTのみが実施されたとしても問題ない。）、（ii）機構は、非破壊試験を行わなくてよい溶接部はないということを申請者が理解していると思ひ込み、（i）の誤解について申請者に確認しなかつたこと、

³⁾ 溶接検査事務規程第13条第2項

(iii) 機構の一部検査員は、Tクロス部以外の溶接部について非破壊検査を実施していないことが技術基準に適合しない疑いがあると気づいたが、現地に技術基準が常備されておらず、またその検査員も技術基準を携行しておらず、技術基準を確認せずに検査を継続したこと等が挙げられる。

平成22年11月2日、機構が、申請者の工場において溶接検査を実施した際、Tクロス部以外の溶接部について、技術基準で要求しているPTが実施されていないことに気づき、本事案が判明したものである。

なお、申請者のこの工場に関する申請は、本事案が生じた平成21年が初めてであった。

3. 2. 4 定期検査一部未実施（事案3）

(1) 事案の概要

本事案は、機構が定期検査（実施プロセスはパターン1。参考資料11の1頁参照。）において、その対象範囲に漏れがあることに気づかず、一部未実施であったものである。

(2) 機構の検査業務

ア. 実施要領書の制定

定期検査は、電気事業法第54条第2項の規定に基づくもので、機構が、国からの実施通知を受けて通知された範囲について検査を行い、その結果を国に通知するものである。機構は、定期検査を実施する前に、その対象範囲を掲載した定期検査実施要領書（以下、「要領書」という。）を定めなければならない⁴⁾。

本事案当時、機構は、定期検査の対象範囲について、①要領書の制定段階では、機器の名称等を抽象的に記載し（例えば、「蒸気タービン本体及びその附属設備」といった記載で足りる。定期検査の実施に係る要領2.3、同要領添付-3。）、②要領書制定後、各項目の定期検査開始前までに、具体的な検査対象範囲を記載した定期検査成績書を作成していた（定期検査の実施に係る要領2.6）。つまり、具体的な検査対象範囲は、要領書制定時には定まっておらず、その後、各検査を開始する前までに、検査チームが個別具体的に定めていた。

なお、現在、機構は、要領書を制定する段階において、具体的な検査対象を特定している⁵⁾。

イ. 定期検査の実施

機構は、被検査者である事業者が実施する定期事業者検査に立会い又は記録の確認により、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」⁶⁾に適合し

⁴⁾ 電気事業法施行規則第93条の4第5項

⁵⁾ 定期検査の実施に係る要領3.4、3.5及び3.7

⁶⁾ 昭和40年6月15日 通商産業省令第62号

ないものでないことを確認する。機構は、記録を確認する方法により、定期検査の大半を実施している。

(3) 事案の内容

ア. 実施要領書の制定

平成21年10月から同22年2月までの関西電力株式会社（以下「事業者」という。）大飯発電所第3号機蒸気タービンの第14回定期検査（以下「本件定期検査」という。）から、定期検査の内容が外観検査及び目視検査を中心とする検査に変更されたことに伴い、5本ある低圧タービンの抽気管（以下「本件抽気管」という。）のそれぞれが検査対象となった。

機構は、要領書制定前、定期事業者検査要領書の事前確認を実施したとき、実際には5本の抽気管が存在するにもかかわらず、定期事業者検査要領書には4本の抽気管のみが記載されており第5抽気管の記載が漏れていたことに気づかなかった。

その後、機構は、検査グループ長らの審査を経て本件定期検査の要領書を制定したが、要領書には、その検査対象として「蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備」と抽象的な記載があるのみで、具体的な検査対象の記載をしていなかった。このため、要領書の制定にあたり、検査対象の範囲について、組織としてのチェック機能は働かなかった。

なお、機構は現在、本事案当時とは異なり、検査対象範囲を具体的に記載した要領書を制定している。

イ. 定期検査の実施

機構は、平成22年1月8日、定期事業者検査の記録を確認する方法により本件抽気管の定期検査を実施した。このとき、同記録の本文には第5抽気管の記載が漏れていたが、機構は、この漏れに気づかず本件抽気管のうち第1抽気管から第4抽気管のみを検査対象とした検査を実施した。そのため、本件定期検査において第5抽気管の検査漏れが生じた。なお、定期事業者検査記録に添付された図面には第5抽気管が記載されていたが、機構はこれに気づかなかった。

(4) 事案判明の経緯

機構は、平成22年4月6日、事業者による大飯発電所第4号機第13回定期事業者検査において、定期事業者検査要領書等に記載された検査対象範囲（抽気管4本）と定期事業者検査成績書に添付された図面（抽気管5本）等に不整合があることを発見し、事業者に対し調査を依頼した。事業者は機構に対し、平成22年4月8日、同4号機について第5抽気管の記載漏れがあること、及び同3号機についても同様に第5抽気管の記載漏れがあることを報告した。

しかし、機構は、これが定期検査の一部未実施に該当するとはすぐに気づか

ずに、翌平成23年8月の同4号機の第14回定期検査に至り、本件定期検査が一部未実施に該当すると気づいた。

なお、大飯3号機に関する定期事業者検査要領書等において第5抽気管の記載が漏れていたのは、事業者が、抽気管の数が4本である大飯1号機の定期事業者検査要領書等をもとに大飯3号機の定期事業者検査要領書等を作成し、抽気管の数の誤りに気づかなかつたためである。

3. 3 検査等業務に対するQMシステムの現状

3. 3. 1 機構のQMシステム

(1) 機構のQMシステムの概要

機構は、平成16年4月に、ISO9001に準拠したQMシステムを構築するために、「品質マネジメント規程」(以下、「機構QM規程」)を策定し、機構全体の品質マネジメント活動を開始した。その後、組織の変遷や業務の実態に対応するなどの理由で数回にわたる改正が行われ、現在に至っている⁷⁾。

機構は、機構QM規程に基づいた運用を行うために理事長をQM推進責任者とする「QM委員会」を設置して、同委員会においてQMシステムの実施、維持及び改善に係る重要事項の審議を行うこととしている⁸⁾。

また、理事長はQM責任者を任命し、QMシステムに係る責任と権限を付与している⁹⁾。現在、QM責任者は企画部長である。

各部においては、各部のQM責任者は各部長とされ、各部が制定した「QMマニュアル」に基づいてQMが図られている。機構のQMシステムの体系(PDCAサイクル)を以下に示す(参考資料15)。

[計画(P)]

- ・中期目標/計画に基づく機構全体の年度計画等に従い、各部は業務計画を立案する。
- ・機構全体のQMシステムの推進は、機構QM規程及び他の規程類に基づく。

[実施(D)]

- ・上記計画に基づき、各部は業務の詳細計画・実施・評価及び必要な改善を行う。
- ・各部のQMシステムの推進は「各物品質マネジメントマニュアル」に基づき実施する。

⁷⁾ 最終改正：平成23年10月

⁸⁾ 機構QM規程第16条

⁹⁾ 機構QM規程第13条

〔評価（C）〕

- ・機構全体の業務評価は、「監事監査」、「独立行政法人評価委員会」等で行われる。
- ・QMシステムに係る事項は、「内部監査」、「セルフアセスメント」及び必要に応じ実施する「外部監査」による。

〔改善（A）〕

- ・業務報告及び上記評価等を受け、「マネジメントレビュー」で必要な改善を指示する。

（2）外部監査／内部監査

① 外部監査

理事長は、QMシステムの有効性確認のため、随時、外部監査の実施を依頼することができる¹⁰⁾。

機構は、平成15年10月に発足後、第三者による機構の体制整備の確認のため、(財)日本適合性認定協会(JAB)による外部審査を1回受審した。受審項目及び受審期間は以下の通りである。

- i) 書類審査 平成16年9月～平成17年3月
- ii) QMS適合性審査 (ISO/IECガイド65) 平成17年12月～平成18年1月
- iii) 製品認証機関予備審査 平成19年1月

② 内部監査

QMシステムに係る内部監査は、監査室が実施する「内部監査」（以下、「内部監査」という。）において仕組みの適合性を、各部が実施する「セルフアセスメント」（以下、「セルフアセスメント」という。）において効果的な実施状況を確認する仕組みとなっている¹¹⁾。

内部監査は、機構全部門にわたって法令順守、リスク管理及び規程類への適合状況などを対象に重点監査項目や内容及び監査部門などを含め年度計画を定めて、監査室が実施する。内部監査の実施状況としては、機構がISOの考え方を適用し、平成17年1月から運用を開始したため、導入初期のQMシステムの構築、体制の確立及び定着の状況などを確認する意味で平成17年度、18年度の2回にわたって実施されたのみである。その後は、内部監査は行なわれていない。

セルフアセスメントは、各部において毎年実施している。機構は、セルフアセスメントを実施するにあたり、業務に直接責任を有しない者及び他の部の者

10) 機構QM規程第66条

11) 機構QM規程第61条

によりチームを構成して客観性を考慮しているとする。しかし、セルフアセスメントの実施責任者は、当該各部長であり¹²⁾、評価の客観性を担保できる仕組みにはなっていない。

機構の組織は、理事長にすべての権限が集中しており理事会あるいは取締役会といった機関がないため内部監査、外部監査の役割は特に重要になるのである。

3. 3. 2 検査等業務のQMシステム

機構は、前述3. 3. 1で言及したように、機構全体の品質マネジメントに係る規程として、機構QM規程を平成16年4月に制定しているが、これを受けて検査業務部では、検査等業務の品質マネジメントに係る規定として、平成17年1月に「検査業務部品質マネジメント(QM)マニュアル」(以下、「検査業務部QMマニュアル」という。)を制定している。この中で検査業務部は、検査活動の品質を維持し、継続的に改善するための基本的な仕組みを定めている。

機構QM規程、検査業務部QMマニュアル及び検査業務部が制定した「検査における処置を要する事項の管理手順」では、検査等業務において発生する処置を要する事項についての処置方法について規定している。その概要は、以下のとおりである。

(1) 検査における処置を要する事項の管理プロセス

処置を要する可能性のある事象が発生した場合、まず担当者は、速やかにその旨を所属グループ長に報告し、報告を受けたグループ長は、当該の事象が何らかの処置を要すると判断した場合、これを検査業務部次長に報告する。

これを受けた検査業務部次長は、同事象が不適合業務か、軽微な不適合業務か又は不適合に至らない事象であるかを判断し、必要に応じて処置を指示する。

(2) にその基準を示す。

(2) 不適合業務のスクリーニング基準

まず、「不適合業務」のスクリーニング基準は、機構QM規程第52条で以下のように規定されている。

- ①法令遵守の観点からみて不適合な業務
- ②中期計画又は年度計画の遂行に影響を与える又はその可能性のあるもの
- ③当該不適合業務が、当機構の信用失墜となったもの又はそのおそれとなるもの
- ④業務に対して要求される品質を満たしていないもの*¹

¹²⁾ 機構QM規程第61条

⑤外部監査における指摘事項

⑥顧客*²からの苦情

*1：検査等の業務をリリース後に法定要求事項を満たさない事象。

ここでリリースとは、大臣への報告又は申請者への合格証交付等の行為。

*2：国民及び原子力安全規制当局をはじめとする原子力安全に係る全ての関係者次に、「軽微な不適合業務」のスクリーニング基準は、機構QM規程の第52条の2で以下のように規定されている。

- A. 不適合業務の③に至らないもの及び当該プロセス内で発見され、修正されたもの
- B. 不適合業務の④に該当するもので、当該プロセス内で発見され、修正されたもの
- C. 不適合業務の⑤に該当するもので、①から④のいずれにも当たらないもの
- D. 不適合業務の⑥に該当するもので、①から④のいずれにも当たらないもの

更に、不適合業務及び軽微な不適合業務に該当しないものを「不適合業務に至らない事象」として、検査業務部QMマニュアル11.2では以下のように定義している。

- イ. 原子力安全規制に影響を及ぼさないことが明白なもの
- ロ. 検査等書類の誤記や記載漏れであって、検査等結果の良否等の判断に影響しないもの
- ハ. その他、手続や事務処理上の不備等であって機構外に特段の影響を及ぼさないもの

(3) 検査における処置を要する事項の処置の実績

機構の検査業務部では、現在までこれら手順に基づいて、検査における処置を要する事項を処置してきており、問題となった3件についても、これらの手順に従って処置している(3.2参照)。

現在までの処置の実績としては、総件数70件のうち、82%にあたる57件が「不適合に至らない事象」であり、10件が「軽微な不適合業務」、3件が「不適合業務」であった。

なお、前記3つの不適合業務(3.2参照)以外に、機構が平成20年12月2日に実施した主蒸気逃がし安全弁の使用前検査において試験圧力が正しくなかったという事案がある。その原因は、機構が東京電力株式会社により計算された試験圧力が正しいものであるという先入観をもっており、機構自ら試験圧力の確認をしなかったためである。本事案は使用前検査のプロセス内で問題が発見され、改めて正しい試験圧力で使用前検査が実施されたことから、機構

は、本事案を「当該プロセス内で発見され、修正されたもの」として、不適合業務ではなく、軽微な不適合業務に分類している。しかし、本委員会は、本事案を重大な問題点を含む事案と捉えている。

4. 機構の検査等業務のあり方 ー問題点検討の指標

4. 1 主体性と独立性の確保

原子力施設に対する検査は、原子力の安全を担うシステムの一部であり、機構の検査等業務は、電気事業法及び原子炉等規制法によって明文をもって機構に委託されている機構にとっての重要な業務である。従って、機構はこれらの法によって委託された検査等業務を他に委ねることも他に依存することも許されるものではなく、検査等業務を主体的に行う責務がある。また、この検査等業務の品質を確保するためには、検査等という業務の性格に鑑みて、被検査者その他からの影響を受けることなく、独立して検査等業務を行う責務もある。そのために、機構は、適切な検査等業務のシステムと人的資源を確保する必要がある。

4. 2 法令に基づく役割

機構の検査等業務は、すべて関係法令に基づくものであり、機構の検査等業務の役割の重要性の認識は、機構が行うことを義務づけられている検査等業務の内容及びその目的を正確に理解することが前提となる。

先に3. 1. 5 (2) で指摘したように、一口に検査等業務といってもその性質には合格証の交付という処分性を有するもの、定期検査のように合格の概念のない検査もある。また確認については、廃棄物埋設施設確認のように確認証が交付される確認もあれば、放射能濃度確認のように合格証が交付される確認もある。審査について言えば、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査にみられるように、溶接事業者検査の実施に係る体制及び定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等といったいわば安全管理体制を俯瞰的にチェックするソフトを対象とする検査まで、性質の異なるものが含まれている。

このように検査等業務の種類と性格が異なるため、機構としては、検査等の業務の品質の確保のために、その技術的な合理性を含めて、検査の内容毎に検査等の意義、目的を明らかにして、検査員を含めた組織全体に周知させることが重要となる。

4. 3 燃料体検査及び溶接検査

本委員会が事実調査を行った不適合事案の3件のうち2件が燃料体検査と溶接検査である。燃料体検査と溶接検査について言えば、いずれも原子力発電

所及びその他の原子力施設(以下、「原子力発電所等」という。)に納入する加工事業者または溶接事業者(以下、「加工事業者等」という。)を対象とした検査であることに特徴がある。燃料体と溶接とは、ともに所定の技術基準による機構の合否判定の対象となっているが、この技術基準は、原子力発電所等と加工事業者等との間の製造納入契約の品質保証の対象となる仕様基準となるものであり、当然、この契約の内容に取り込まれるべき事項である。従って、当該基準は、加工事業者等による社内検査を経て品質保証の対象となり、次に発注者である原子力発電所等による品質検査の対象ともなるべきものであり、そして更に機構の検査を受けることとなり、実質的に3重の検査を経ることになる。この3重の検査構造をどのように評価するかは本委員会の調査の範囲を超えた課題ではあるが、加工事業者等に対する機構の燃料体検査及び溶接検査、特に燃料体について言えば、反復継続して多量に製造される製品であり検査がルーティン化し、加重な負担となりがちである。しかも工程毎の検査となる。燃料体の検査の内容、範囲については、機構の人的・物的能力との関係で検討するに値する課題であろう¹³⁾。

なお、検査の多重性という点では、定期検査が電気工作物に及ぶためその対象範囲の広さにおいて定期検査のあり方も、機構の人的・物的能力との関係で検討すべき事項である。

溶接検査については、法令上、実用発電用原子炉ための溶接の溶接検査は検査の対象から除外され実用発電用原子炉の設置者に対する溶接安全管理審査のみとしているにもかかわらず、実用発電用原子炉以外の原子炉の溶接事業者に対する溶接検査は必要とされている¹⁴⁾。

4. 4 検査等業務の役割の重要性の組織的自覚

検査等業務は、原子力の安全を担う重要な役割であるが、極めて地道な業務であり、この地道な業務を支えるのは、原子力の安全を担っているというこの機構の役割に対する自覚と強い使命感である。機構としては、この自覚と使命感を検査員を含む機構の職員のすべてに浸透させることが求められる。この自覚なくしては、原子力の安全は保ち得ない。そのための主体性であり独立性の確保である。

13) 輸入燃料体については電気事業法第51条第3項により加工毎の検査は要求されてはいない。

14) 同じ原子炉のための溶接であるにもかかわらず発電用原子炉の溶接に対しては審査を行い、それ以外の溶接に対しては検査を行う理由は明らかではない。

5. 問題点の検討

本委員会は、上記4. の機構の検査等業務のあり方の指標に基づいて、不適合業務事案及び検査等業務に対するQMシステムにつき、次の通り検討した。

5. 1 不適合業務事案

本委員会が調査した不適合業務事案3件についての検討を各事案毎に述べる。

5. 1. 1 燃料体検査の要領書誤記（事案1）

本事案は、燃料体検査実施要領書の原型となる標準要領書の改訂の際に生じた誤記に気づかないまま、数次にわたり検査が実施されたというものである。以下、検査を構成する（1）要領書の制定段階、（2）要領書の改訂段階、（3）要領書に基づく検査実施段階、の各段階に分けて問題点を検討する。

（1）要領書制定段階における問題点

燃料体検査実施要領書は、国からの実施通知書に基づき、機構が作成するものであるが、機構においては、燃料体の同一設計ごとに標準要領書を作成し、それをベースに、個別の検査について検査員が標準要領書を活用して実施要領書を作成するというのが業務の流れであった。

機構の燃料体検査事務規程によれば、実施要領書は、「申請者との面談等により検査に必要な情報を入手」したうえで作成するとされている¹⁵⁾。しかし、標準要領書については事務規程に規定がなく、その制定改廃についても定めがない。

本事案で問題となった実施要領書については、加工事業者から標準要領書の原案が電子ファイルの形で提出されており、具体的な検査実施方法や検査結果記載様式等はその中にすべて含まれていた。その結果、実態としては、事業者のファイルをコピーしたものがそのまま実施要領書の本体となっていた。

ここでの問題点は、燃料体検査の要領書の制定段階において、誰がどのような経緯で何を作成し、最終的なオーソライズがどのようになされているのかが機構内で不明確であるという点である。実施要領書のベースになる標準要領書については、事務規程上の定めがなく、事実上用いられているものにすぎない。標準要領書が燃料体検査にとって不可欠なものなのであれば、それは燃料体検査事務規程に明確に定義されていることが必要である。

また、機構の燃料体検査事務規程によれば、実施要領書は申請者との面談等により検査に必要な情報を入手した上で作成するとされているが、これは機構が申請者（加工事業者）から検査方法の詳細について入手した情報を基に、機構が主体となって実施要領書を作成することを定めた規程であって、申請者が

15) 燃料体検査事務規程第10条第1項

検査方法の詳細について定めたり、申請者が実施要領書の具体的様式を決定することを許容するものではない。しかし現状では、少なくとも外見上は、申請者が作成した実施要領書に従って検査が行われているような状態になっており、機構による検査の主体性、独立性に疑問を抱かせるものと言わざるを得ない。

(2) 要領書改訂段階における問題点

本事案では、標準要領書の様式変更に際し、機構が加工事業者に電子ファイルの書き換え作業を依頼し、その結果、書き換えを依頼した以外の箇所が変更されていたこと（誤記）に気づかなかった。

ここでの問題点は、先ず標準要領書の様式変更の決定を誰がどのように決定し、その変更様式の策定権者が誰であるかが機構内で明らかでないこと、次に、標準要領書の様式の改訂版の原案を事業者に作成させ、事業者が作成した改訂標準要領書の電子ファイルをそのまま実施要領書の本体として用いていたことである。検査業務の重要な要素である標準要領書の改訂も制定と同じく、機構が行うものであり、当然ながらその具体的な改訂作業も機構自身が行うことが予定されているのである。標準要領書の電子ファイルを事業者が所有していることの是非は別としても、標準要領書の様式変更の具体的な作業を被検査者である事業者に行わせていたという事実は、機構の事業者への依存体質を示し、機構の検査業務に対する役割の自覚そして主体性、独立性の意識に問題があることを示すものである。

(3) 要領書に基づく検査実施段階における問題点

本事案では、実施要領書の誤記に気づかないまま数次にわたる検査が行われていた。それにもかかわらず、燃料体検査はコンピューターディスプレイ上に表示された正しい規定値を参照して行われていたため、検査結果（合格の判定）の適正さ自体には問題がなかったとされている。このことは、そもそも作成された実施要領書に基づいて検査が実施されていたのかという疑問を抱かせるものであり、何を基準にして検査を実施しているのかそして何のための実施要領書作成かということになる。機構の検査等業務に対する理解と意識の希薄さを示す事案であると言わざるを得ない。

5. 1. 2 溶接検査一部未実施（事案2）

本事案は、原子炉等規制法に基づく溶接検査であり、非破壊試験の一部の検査が未実施になったというものである。以下、(1) 検査の実施前段階、(2) 検査の実施段階、に分けて問題点を検討する。

(1) 検査の実施前段階での問題点

本委員会の調査によれば、検査の申請段階において、溶接部のうち非破壊検査を行わなければならない箇所について、申請者（事業者）からの問い合わせに対し、機構の検査員との間で誤解を招くやり取りがあったという事実が伺わ

れる。また、申請書の添付書類の記載からは、どの部分について非破壊検査が行わなければならないかについて明瞭に読み取ることができなかつたため、機構が申請者側の誤解に気づかないまま検査が行われてしまったことが推測される。

溶接検査については、その技術基準は法令に定められているのであり、事業者の申請書に記載されているか否かにかかわらず機構側（国を含めて）の検査の可否の判定基準となるものである。すなわち、本来は機構が自ら用意すべき基準であり、機構の要領書に記載されるべき基準である。こうした技術基準については、申請者において疑義が生じないように、機構が、明確な基準を示すことが必要であり、事業者の提出する資料に依存していた部分があるとするれば、機構の検査業務に対する主体性、独立性の意識の希薄さを示す事案といえる。

本事案では、事業者である申請者が初回申請であったこともあり、機構が事業者側を指導しながら検査の準備を進めていくという実態があったにせよ、このようなやり方は、検査者と被検査者との緊張関係を失わせ検査者としての機構の役割と責任の曖昧化につながり機構の検査に対する国民の信頼に疑念を抱かせるおそれは十分あるというべきである。

（２）検査の実施段階での問題点

事実認定にあるように、機構の検査員が検査の実施段階において、技術基準を携行せず、被検査者である申請者側でも技術基準を常備していなかったため、検査現場で正確な技術基準の把握及びそれに基づく指摘ができなかつたということが伺われる。

技術基準は、事業者も常備すべきものであるとしても、機構の側に検査を主体的に行うという意識があれば、検査の基準である技術基準を検査員自らが検査に携行するのは当然である。また技術基準に適合しない疑いがあると検査員が気づいた場合、現地に技術基準が常備されていなくとも機構に連絡を取るなど何らかの方法で確認を取る方法があったにもかかわらず、確認しないまま検査を継続したという事実は、機構の検査実施段階における検査主体としての認識の希薄さ及び事業者への依存意識を伺わせるものである。

５．１．３ 定期検査一部未実施（事案３）

本事案は、機構が定期検査業務にあたり、被検査者である事業者が行った定期事業者検査における検査対象範囲に誤りがあることに気づかないまま、定期検査を実施したというものである。

定期検査は、事業者が実施する定期事業者検査への立会いまたは定期事業者検査の記録を確認することにより行われるものであり¹⁶⁾、事業者による検査を

¹⁶⁾ 電気事業法施行規則第90条の2

前提とする検査の性質上、事業者の資料に依存しやすい傾向があることは否定できない。それだけに、事業者が行なう検査に使用される資料が客観的事実と整合しているかどうかを機構が自ら確認することが必要となるのである。

本事案における検査対象範囲の誤りは、実際の設備には第1抽気管から第5抽気管まで存在していたにもかかわらず、事業者の検査要領書には第1抽気管から第4抽気管までしか記載がなく、第5抽気管の記載が漏れていたというものであり、事業者の申請書に添付されている図面や設備概要等を参照すれば比較的容易に発見できる誤りであったといえる。

それにもかかわらず、機構が①定期検査前の検査対象範囲の確認、②検査実施要領書の作成、③検査実施要領書の決裁・承認のいずれの段階においてもその誤りに気づかず、検査の実施に際しても気づくことなく、その後もそのまま検査が行われていたという事実は、機構による定期検査が、事業者による検査を形式的に追認するだけのものとなっていたと解されてもやむを得ないところであり、機構の検査の主体性、独立性に疑問を投げかけるものである。

5. 1. 4 不適合事案の問題点

本委員会としては、上記3つの不適合業務事案を検討した結果、いずれの事案においても共通に、事業者への依存または事業者に対する過度の信頼という機構特有の問題がこれらの事案においてさまざまな形で影響を及ぼし、検査者である機構と被検査者である事業者の間の役割分担及び責任の所在を曖昧にしていると思わざるを得ない。

法律が機構の公正中立な検査等を前提として検査等業務の一部あるいは全部を機構に委託している以上、機構が検査等業務を主体的にかつ事業者の影響から独立して行うことは法律上も実務上も必須の要請であるといえる。機構の検査等業務が主体性、独立性を失い被検査者である事業者に依存するならば、その検査は正確性、実効性を欠くものとなり、ひいては機構の検査等業務の適正さに対して国民に大きな疑念を抱かせることにならざるを得ないであろう。

5. 2 検査等業務に対するQMシステムの問題点

5. 2. 1 検査等業務の性格及び内容

機構が行う検査等業務は、先に述べたように、検査、確認及び審査に分類される。検査等の行為は、製品等を対象とする行為であり、製品等の品質をいわば保証するものではあるが、検査等の行為自体の品質は、製品等の品質とは性格を異にし、検査等の行為という役務自体の品質を意味する。したがって、機構の業務である検査等の役務の品質は、検査等の対象である製品等とは異なる観点から検討されなければならない。製品等の品質には、独立性の要素も主体性の要素も無関係であるが、検査等の役務の品質の保持については、被検査者

からの独立を不可欠の要素とし、検査者の主体性、独立性が必須の要素である。

検査等の役務の品質の主体性、独立性を保つためには、先ず、検査等の役務の基準となる要領書、手順書を他に依存することなく自ら作成し、かつその内容を可能な限り明確化することが不可欠である。そして、要領書や手順書の記載内容は、検査員が検査等の実施に際して依拠しうるような、そして被検査者に依存しないような、可能な限り自己完結した記載内容とすることが必要である。

次に、検査員による検査等の実施に際して、被検査者との緊張関係を維持することが必要である。検査等の役務は、製品等と異なり、その品質が直接目に見える形で検証されるものではないため、検査等の役務の重要性、特に、検査等業務の独立性を確保する自覚を組織全体が共有することが必要である。

5. 2. 2 検査等業務のQMシステムの問題点

本委員会から見て、検査等業務という役務の主体性、独立性を確保するにあたって、機構の検査等業務のQMシステムには、次のような問題点がみられる。

(1) 組織内において、要領書、手順書の策定の責任者を明確化し、一元化することが必要であるが、検査等の内容によっては要領書の作成が組織上明確化されていないという問題点がある。機構の検査等業務は、機構が法令により国から委託された原子力の安全を担うという機構の重要な業務でありマネジメントレベルの関与が必要である。

(2) 検査等業務にとって、何が「不適合業務」に該当するか否はきわめて重要な問題であるが、この点についてQM規程間に定義の不一致が見られる。

その一例として、機構全体の品質マネジメント規程である機構QM規程では、「不適合業務」の定義の中に「軽微な不適合業務」を含めている¹⁷⁾。規程間で重要な用語の定義に曖昧さが見受けられるのは問題である。

また、「不適合業務」に該当するか否かについて適切とは思えない基準がある。

例えば、不適合業務に該当する事案であっても、「当該プロセス内で発見され、修正されたもの」は3. 3. 2 (3)の主蒸気逃がし安全弁の問題のように軽微な不適合業務となる場合がある¹⁸⁾。評価の対象は、検査等という役務であり、役務の性質上、事後的に修正されたからといって当該不適合業務に該当した検査(役務)の瑕疵が治癒されることはない。したがって、検査等それ自身の重要性が不適合業務の該当性の基準となるべきであり、修正の有無は無関係とい

¹⁷⁾ 機構QM規程第5条才参照。なお、検査業務部QMマニュアル第1章1. 3、15においては、「不適合業務」と「軽微な不適合業務」という概念が「不適合業務等」というかたちで区別されている。

¹⁸⁾ 機構QM規程第52条の2第1、2号

うべきである。機構QM規程は全体として、検査という役務と、検査の対象である製品等との差異を明確に意識した規程とはなっておらず、役務の品質を曖昧なものにしているとの感が否めないものとなっている。

(3) 機構の検査等業務に対しては、適切な監査がなされることが重要である。そのため、内部監査の監査員の資格については、監査という性質上、利益相反や親密さのリスクなどが考慮されるべきであり、適格性の要件が必要であると思われる。また、外部監査は「随時」実施するとされており¹⁹⁾、定期的を実施することにはなっていないことも問題である。検査等業務のQMプロセスに対する外部評価を導入すべきである。

(4) 機構QM規程は、「顧客」を「国民及び原子力規制当局をはじめとする原子力安全に係わる全ての関係者」とするが²⁰⁾、機構の検査等業務の独立性の観点からは、関係者を顧客とすることは誤解を招くおそれもある。検査等業務は、原子力の安全の確保あるいは放射線障害から人と環境を防御する²¹⁾ためのものであり、検査等業務の公正性、中立性そして適正性の確保という機構の役割規範こそ重要である。そのためには、検査員の検査等業務の遂行にあたっての具体的な職務規程を制定することも検討すべきである。

(5) 文書、記録の管理等に関し、検査要領書等の主要な文書の保管についての定めはあるが、事業者等との打ち合わせ議事録等、不適合事案が生じた場合に重要な参考資料となる文書についての保管が義務づけられていないことも問題である。

5. 2. 3 機構の人材の質の確保に関する問題点

検査等業務という役務の品質を確保するためには、人材の質の確保が不可欠である。そして、人材の質を確保するためには、適切な評価、待遇、研修等を実施する必要がある。

機構は、年に1回職員の業績評価を行い、業績評価の結果によって昇格又は降格を行うとする²²⁾。また、機構は、職員の知識・能力を向上させるため、研修計画に基づき、研修管理システムを活用して職員の研修を適確に実現している²³⁾。具体的には、機構は、年1回、職員の業績評価を行い、フォローア

19) 機構QM規程第66条

20) 機構QM規程第5条

21) IAEA安全基準

22) 職員就業規則第21条

23) 職員就業規則第70条、平成22年度計画等

ップOJTとよぶ研修等を実施して、職員の能力向上を図っている。

しかしながら、機構は、アメリカ合衆国原子力規制委員会（NRC）のような数年に渡る詳細かつ体系的な訓練プログラムを実施しているとはいえ、個々の職員の能力を体系的に向上させるようなシステムを構築できていないといえる。機構は、NRC及びヨーロッパの原子力規制当局との情報交換が必要、有益であると考えている。

また、機構において、検査員75名（平成23年11月1日現在）のうち、その65%（49名）が年齢50歳から59歳であり、検査員の年齢構成に極端な偏りがある。これは、平成15年10月に機構を設立した際、実務経験ある職員をメーカ等から中途採用して検査員を構成したためである。このため、検査員が適正に補充されない限り、現在50歳代の職員が退職する時期を迎えると、検査員の数が大幅に減少するという懸念がある。

6. 改善すべき点

本委員会は、上記の問題点を踏まえ、以下のとおり改善すべき点を指摘する。

6. 1 事業者依存体質の改善

今後の機構の検査等業務を主体性と独立性のあるものにしていくためには、検査等業務における事業者への依存体質を改善することが不可欠であり不可避でもあると考える。そのためには、検査者である機構と被検査者である事業者との関係には十分な配慮が必要とされる。

検査等業務の遂行にあたっては、事業者側からの情報提供や事業者との情報交換が必要な場面は必然的に生じるものであるが、そのような場面でこそ、公正中立な検査等業務への影響を回避するためのシステムが必要となる。以下、本委員会で調査対象とした3件の事案について浮かび上がってきた改善すべき点を、検査等業務の（1）要領書作成（改訂を含む。）段階、及び（2）要領書に基づく検査実施の段階に分けて述べる。

（1）要領書作成（改訂を含む。）段階

検査等の要領書に関しては、機構自身が要領書の内容及び形式を決定し作成すべきであり、その制定はマネジメントレベルでの機構自体の意思決定として行うべきである。そのためには、要領書等の制定や変更手続きについての責任の所在及び制定プロセスを明らかにすることが望ましい。検査業務部QMマニュアルの規定はこの点につき十分に明確な規定とは言い難い。

要領書の作成にあたり事業者から情報提供を受ける必要がある場合にも、事業者からの情報をそのまま使用するのではなく検査者と被検査者との緊張関係を保つことが重要であり、そのための体制を構築すべきである。事案2（溶接検査一部未実施）では、本委員会によるヒアリングの際、検査員が申請者に対

し理解が不十分な点について指導を行っているとの説明があった。機構と事業者との間のこうした関係が相互依存を生み、検査等についての責任の所在を曖昧にしていることも否定できない。仮に指導という側面があるにしても、法令を基準とし、法令に基づいて行われる検査である以上、その方法、あり方を慎重に検討し、利益相反や親密さのリスクなども考慮に入れた対応が必要である。事案3（定期検査一部未実施）においても、検査等業務の実施にあたり事業者が提出した資料（定期事業者検査要領書）の記載を信頼し、それらの誤りをチェックし是正するといった、自ら主体的に検査のための情報を収集し問題を発見する体制が欠如していたことが伺われる。

具体的な改善策としては、事業者との事前打ち合わせや検査当日のヒアリング等の議事録を残すことはその方法の一つであろう。また、事案1（燃料体検査の要領書誤記）に見られるように、要領書の改訂にあたって、改訂作業を被検査者である事業者の手に委ねることがあってはならず、機構自身の主体的作業として行うべきことは当然である。

（2）要領書に基づく検査実施の段階

要領書に基づく検査実施の段階においては、要領書が検査員によって検査等業務に適切に利用されて検査等の基準となるように可能な限り自己完結的な記載内容に改善すべきである。

事案1（燃料体検査の要領書誤記）においては、誤記のあった要領書に基づいて数次にわたり検査が行われていたにもかかわらず、相当の期間誤記が放置されていた事実が見られ、要領書自体が検査業務において適切に用いられていないのではないかとの疑念がある。そうであるとすれば、要領書の内容を検査等の実態に即したものに工夫する必要がある。

事案2（溶接検査一部未実施）においては、機構の検査員が技術基準を携行せず、被検査者である申請者側でも技術基準を常備していなかったという問題があった。検査員の技術基準の携行や申請者側での常備を義務づけるなど、検査現場で正確な技術基準を把握し、それに基づく指摘をするための体制を構築する必要がある。

事案3（定期検査一部未実施）においても、事業者による検査の適正さをチェックするためには、機構が事業者の検査結果をただ追認するようなことのないよう、定期事業者検査の要領書とは異なった観点から要領書を作成し、検査を実施する必要がある。

6. 2 検査等業務に対するQMシステムの改善

検査等業務の品質システムは、個々の検査員のレベルではなく、組織として取り組むべき課題である。そのためには、第一に、組織における責任者の役割、

権限そして責任の明確化が必要である。特に、機構は、複数にまたがる省、複数の事業者からの出向者、転籍者から構成されているため、目標を明確にした簡潔にして明瞭なQMシステムの規程を定めることが必要である。次に、機構の重要な役割である検査等の業務は、検査等の対象である製品の品質と異なり、検査等業務という役務の品質という観点から問われなければならない。検査という役務の品質は、検査対象である製品の良否とは次元を異にするものであり、たとえ検査の対象である製品が良品であったとしても、それによって、検査プロセスの懈怠や不注意が是正されることはない。この観点から、機構による検査の意義及びその重要性を、検査員を含めた組織の全構成員に意識させることが必要である。

7. 改善策の提言

本委員会は、これまでの調査及び審議の結果、下記の改善策を提言する。

- (1) 検査等業務のための要領書、手順書等の制定・改廃プロセスを規程上明確化し、その責任者及び役割を定める。
- (2) 検査等業務の要領書、手順書はマネジメントレベルで作成し、検査員は検査等業務の実施に専念できるようにする。
- (3) 事業者との打ち合わせや申請前のヒアリング等につき、その位置づけを明確にするとともに、記録すべき事項を定めた議事録等を作成するための規程を整備、実施する。
- (4) 検査員の個々の能力に頼らない検査の確認ポイントや手順を明確にした管理プロセスを構築し、業務マニュアルを継続的に改善する。
- (5) 検査等業務の公正性、中立性そして適正性の確保という機構の役割規範という観点から、検査等業務の遂行にあたっての具体的な職務規程を制定する。
- (6) 検査等業務の役割の重要性の自覚を組織に浸透させるために検査等の意義、目的を明らかにするための教育・研修を強化、充実する。
- (7) QMシステムを、製品を対象とするISO9001ではなく検査等という役務の品質の保持という観点からGD65をベースとして構築することの妥当性を検討する。
- (8) 不適合事案のスクリーニング基準において、検査等の結果の判断に影響しないものであっても、原子力安全の観点から重要なもの及び機構の検査等業務の役務自体の公正性、中立性に疑いを抱かせるおそれのあるものについては不適合事案の処置の対象とする。
- (9) QM規程間に齟齬が生じないように用語の定義を明確化する。
- (10) 外部監査は「随時」実施するのではなく、定期的実施する。
- (11) 内部監査の監査員の資格について、利益相反や親密さのリスクなど、

適格性の要件を定める。

(12) 人材の年齢構成が偏っており、機構の持続性を考慮して年齢構成を将来の機構の持続性を前提とした構成となるような措置を講じる。なお、機構の検査等業務の質の確保のために原子力事業者等の出身者を中途採用するに際しては、適切なQMシステムの整備及び運用を通じて事業者依存体質に陥ることのないよう十分配慮する。

(13) 検査業務を行う三部門（検査業務部、福井事務所、核燃料サイクル施設検査本部）の業務品質管理を一括して行うよう体制を変更する。

8. まとめ

本委員会の提言する改善事項は、上記のとおりであるが、機構の検査等業務は、原子力安全のための検査システム全体の一部であり、そのため、機構の検査等業務の正確な把握と調査のためには、機構の検査等業務が依拠している原子炉等規制法と電気事業法との二元的な規制の是非、保安院と機構との検査業務の役割分担の妥当性及び現行の検査等業務に係る関係法令が原子力安全についての科学的な進歩、発展に対応し得るシステムを構築しているかといったことも検討すべき課題であるとの認識を有していることを付記しておきたい。

本委員会は、発足後、約1ヶ月間という限られた時間的制約の下で調査を行い、この報告書を作成したものであり、調査に不十分な点もあり、今後とも機構が継続的に外部からの評価を受けるとともに、この報告書で指摘した改善すべき事項についてその実施の評価がなされることを期待したい。

平成 24 年 1 月 12 日

検査等業務についての第三者調査委員会

委員長 柏木 俊彦

委員 岡本 孝司

委員 勝田 忠広

委員 齋藤 昌彦

委員 米岡 優子

検査等業務についての第三者調査委員会 委員名簿

- 岡本 孝司 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授
- ◎柏木 俊彦 大宮法科大学院大学学長
柏木・田澤法律事務所 代表弁護士
- 勝田 忠広 明治大学法学部准教授
- 齋藤 昌彦 社団法人日本航空技術協会 講師
- 米岡 優子 ペリージョンソンレジストラ株式会社 取締役副社長

◎:委員長

(敬称略、五十音順)

報告書起草チーム

- チーム長 柏木 俊彦(起草担当委員)
- チーム員 高橋 弘泰弁護士、中村 亮弁護士

(敬称略)

検査等業務についての第三者調査委員会開催状況

第1回	11月24日（木）	16:00	－	18:00
第2回	12月 5日（月）	8:00	－	10:00
第3回	12月12日（月）	8:00	－	10:00
第4回	12月28日（水）	9:00	－	11:00

検査業務に係るアンケート

実施日 2011 - 11 - 28

各設問の該当項目に○を付けてください。また当該項目に意見のある方は記入してください。

1. 原発の安全性の最終保証は、

- A. 国 B. 国と当機構 C. 事業者 D. 製造会社
が行っている。

(コメント _____)

2. 実施すべき検査業務に関して何をやるか、どこまでやるか、どのようにやるか、どこに記述されているかについて、

- A. 明確に理解している
B. 一応業務はこなせる程度は理解している
C. 教育では聞いた気がするが、改訂などもあり現在は明確とはいえない

(コメント _____)

3. 検査業務に必要な用語、例えば、検査、確認、評価、審査、許可、認可、合格について

- A. 用語の違いについて明確に理解している
B. 教育では聞いた気がするが現在は不明確である
C. 法令のとおりなのでそのような区別をつけて教育は受けてはいない

(コメント _____)

4. 現在受けている教育は業務に対して十分といえるか

- A. 十分である B. ほぼ満足である C. やや不足である
D. 不合格レベルである

(コメント _____)

5. 上記の第3項は

- A. 質 B. 質と量 C. 量

である。

(コメント _____)

6. 現在、検査業務に従事しているが業務実施について

- A. 自信を持っている
B. まずまずこなせていると思う
C. 自信はないが組織の流れに乗っていると思う
D. 現在のような状況では神経質になってしまう

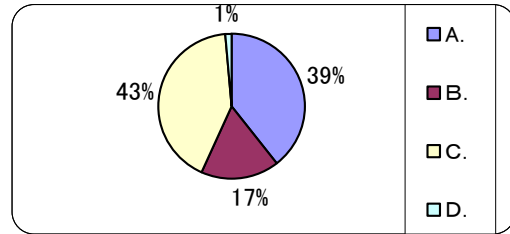
(コメント _____)

参考資料4. 検査業務に係るアンケート結果

齋藤委員が作成した「検査業務に係るアンケート」の調査結果の集計表
(75名中、66名から回答(回答率約88%))

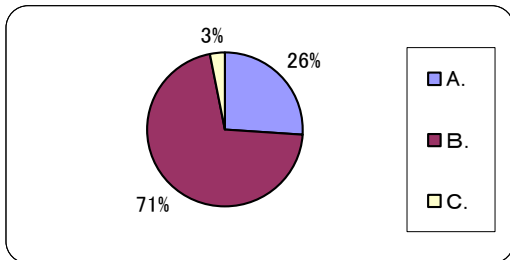
1. 原発の安全性の最終保証は、

A.	国	30
B.	国と当機構	13
C.	事業者	32
D.	製造会社	1



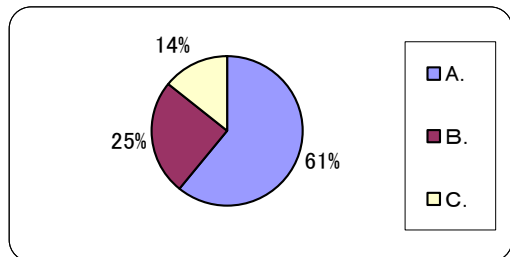
2. 実施すべき検査業務に関して何をやるか、どこまでやるか、どのようにやるか、どこに記述されているかについて

A.	明確に理解している	17
B.	一応業務はこなせる程度は理解している	46
C.	教育では聞いた気がするが、改訂などもあり現在は明確とはいえない	2



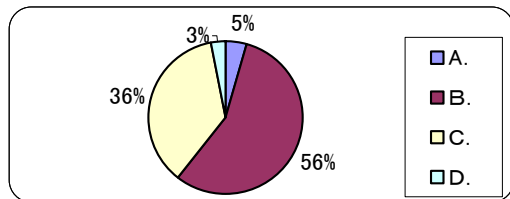
3. 検査業務に必要な用語、例えば、検査、確認、評価、審査、許可、認可、合格について、

A.	用語の違いについて明確に理解している	39
B.	教育では聞いた気がするが現在は不明確である	16
C.	法令のとおりなのでそのような区別をつけて教育は受けてはいない	9



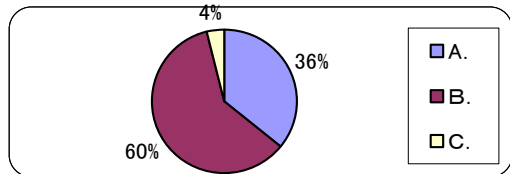
4. 現在受けている教育は業務に対して十分といえるか

A.	十分である	3
B.	ほぼ満足である	37
C.	やや不足である	24
D.	不合格レベルである	2



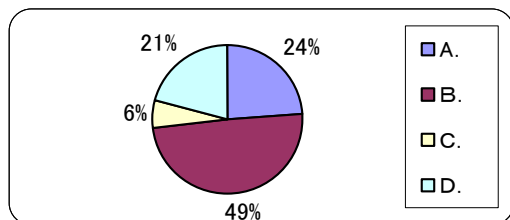
5. 上記の第3項は

A.	質	19
B.	質と量	32
C.	量	2



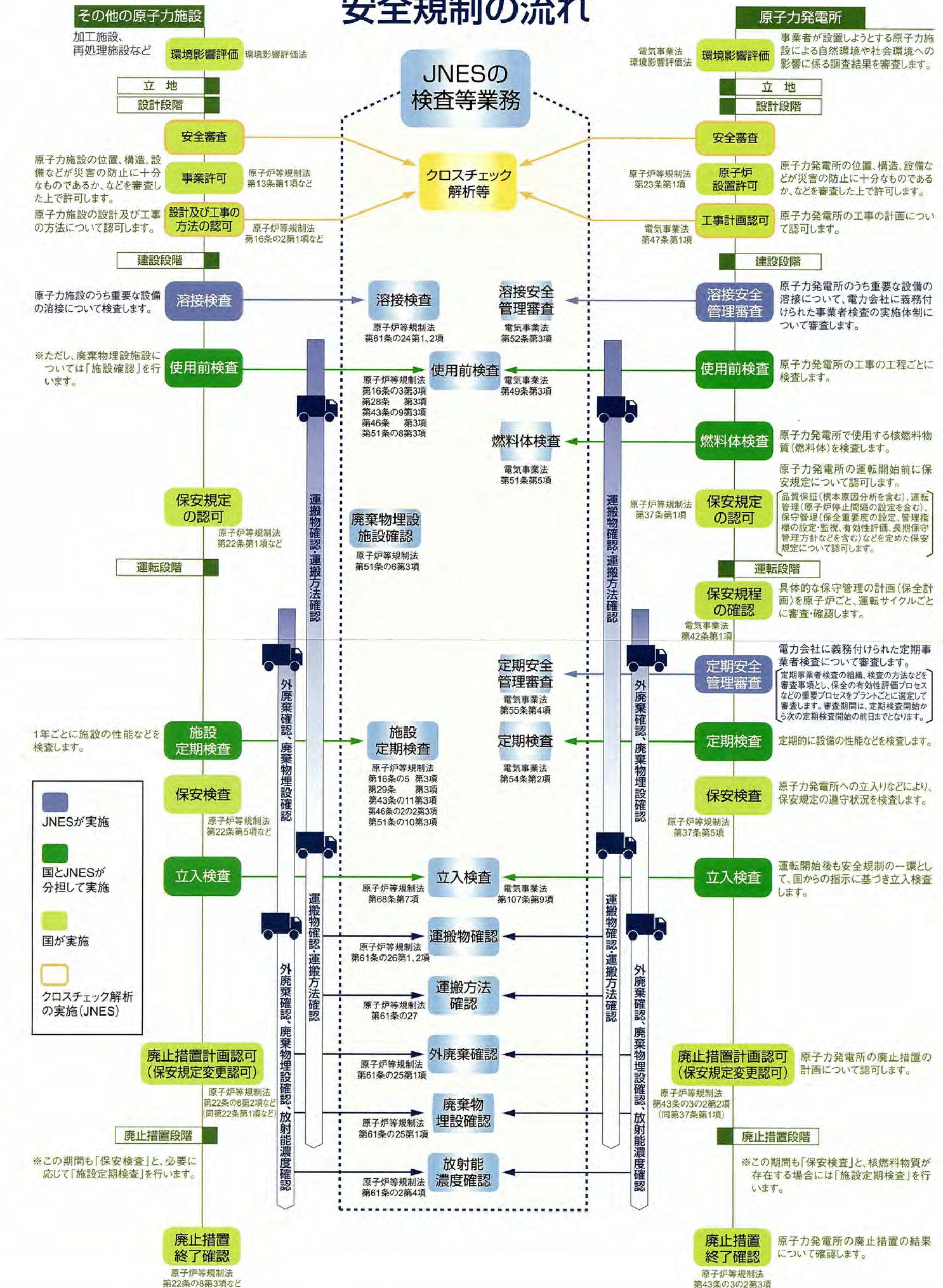
6. 現在、検査業務に従事しているが業務実施について

A.	自信をもっている	16
B.	まずまずこなせていると思う	33
C.	自信はないが組織の流れに乗っていると思う	4
D.	現在のような状況では神経質になってしまう	14



※ 項目によっては、複数回答あり。

安全規制の流れ



参考資料 6. 原子力安全基盤機構設立の経緯

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、適切な場合「機構」という。）は、平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」に基づき、原子力安全に関する専門家集団として原子力エネルギーの潜在的な危険性から国民の安全を確保することを使命として、平成15年10月1日、約400名規模の組織で発足した。

平成14年3月29日の閣議決定においては、それまで公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とし、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とするという考え方を基本としていた。

この考え方に基づいて、原子力関連施設に対する法定検査業務も見直しが図られ、それまで経済産業省所管の（財）原子力発電技術機構及び（財）発電設備技術検査協会並びに文部科学省所管の（財）原子力安全技術センターの3つの公益法人に委託、指定していた原子力安全行政に係わる法定検査業務を整理・合理化し、これらを移管するとともに、原子力安全・保安院の検査業務の一部も移管し、新たな独立行政法人として原子力安全基盤機構が設立された。

原子力安全基盤機構の発足は、当初、平成16年4月1日に設立の予定であったが、平成14年8月に発覚した電力会社の一連の不正記録問題（電力会社による原子力発電所の自主点検記録の不正書き換え、原子炉格納容器漏えい率検査の偽装など）への対応として、平成15年10月より原子力安全規制の強化が図られることになり、この一翼を機構が担うことになったことから、発足が半年間前倒しされた経緯がある。

電力会社の一連の不正問題においては、電力事業者の品質保証体制の不備、定期検査に対する国及び事業者の位置づけや事故・故障の報告義務の不明確、保守管理基準の不備等に起因したものであることが明らかになったことから、原子力安全規制の見直しがなされ、事業者、国の監視・監査機能の強化を含む、原子炉等規制法の一部改正および電気事業法の一部改正がなされた（平成15年3月11日閣議決定、平成15年3月17日施行）。

この原子炉等規制法および電気事業法の一部改正によって、電力事業者による自主点検の定期実施と設備の健全性評価の実施・記録保管が義務化され、この自主検査の実施体制が国の審査を受けることになり、必要な場合には保守点

検事業者から報告徴収が行われることになり、自主検査体制は新たに設立された原子力安全基盤機構が審査することになった。

具体的には、電力事業者に対し定期事業者検査が義務づけられるとともに、規制機関が定期安全管理審査として定期事業者検査の実施体制を審査し、その結果に基づき総合的な評定を行う仕組みが新たに導入された。原子力安全基盤機構はその定期安全管理審査の実施主体として事業者が行う定期事業者検査の実施体制を審査し、その結果を経済産業省原子力安全・保安院に通知することとなり、原子力安全・保安院はその審査結果に基づき事業者の評定を行うこととなった。

こうして設立された原子力安全基盤機構は、規制行政庁である原子力安全・保安院と連携し、国民の安全確保という重要な役割の一翼を担う原子力安全行政の基盤的業務を実施する専門機関として、国が実施してきた検査の一部等を行うとともに、これまで国が公益法人に委託して実施してきた安全審査の解析評価におけるクロスチェックや各種機器、設備の信頼性に関する試験研究等の業務を一元的に実施することとなった。

原子力安全基盤機構設立時に、機構が行うこととなった検査等業務は、施設定期検査等、従来「国が実施してきたもの」、溶接安全管理検査等の「法律に基づく指定検査機関等が実施してきたもの」、そして定期安全管理検査の「一連の不正問題の再発防止に係る新しい安全規制に関するもの」の3つに大別することができる。

他業種の規制検査について

高圧ガス保安法、船舶安全法、労働安全衛生法、ガス事業法については、検査申請毎の個別要領書は策定していない(下記参照)

表 他業種規制検査確認結果

法令	検査種別	確認した実施機関	確認した業務内容	検査要領書についての確認内容
高圧ガス保安法	保安検査 法第35条	自治体 (民間登録機関 でも実施)	定期的な設備検査 液化石油ガス保安規則(省令) ・範囲、検査の方法等が規定されている。	検査申請毎の個別検査要領書は作っていない。 法令に従い液化石油ガス保安規則(省令)により検査を行っている。
	特定設備検査 法第56条の3	高圧ガス保安 協会	圧力容器に対する法定検査 特定設備検査規則(省令) ・範囲、検査工程、技術(合格) 基準、検査の方法等が規定されている。	省令、例示基準等に基づき全ての検査を実施している。検査申請毎の個別検査要領書の作成は法令上義務付けられていないが、共通的な検査要領書を自ら定め、検査を実施している。
船舶安全法	船級検査	日本海事協会	船舶に対する検査	国交省に認可された登録規則(鋼船規則等)に基づき検査を実施しており、申請毎の個別要領書は作成していない。 詳細な検査内容について申請者が要領書を提出しそれを承認する場合もある。
労働安全衛生法 ボイラー及び圧力 容器安全規則	性能検査	日本ボイラ協会	ボイラー及び第一種圧力容器 検査	法令に従い、検査を実施しており、検査申請毎の個別の検査要領書は作成していない。
ガス事業法	ガス工作物 使用前検査	日本ガス機器 検査協会	経済産業省令に定められた ガス工作物の使用前検査	国が認めた工事計画、技術基準、解釈により検査を実施している。また、共通的な検査要領書を自ら定め検査を実施している。

参考資料 8. 検査等業務に適用される法体系

法体系(1/4)

・検査等の一部を実施するもの(電気事業法)

検査等名称	使用前検査	燃料体検査	定期検査
法律	・電気事業法 (第49条第1項)	・電気事業法 (第51条第1項)	・電気事業法 (第54条第1項)
省令	・電気事業法施行規則 (第68条) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	・電気事業法施行規則 (第74条) ・発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令	・電気事業法施行規則 (第89条) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
通達	・上記技術基準の解釈	—	・原子力発電工作物に係る保安規程及び定期検査に関する運用について(内規)

法体系(2/4)

・検査等の一部を実施するもの(原子炉等規制法)

検査等名称	使用前検査	施設定期検査	廃棄物埋設施設確認	放射能濃度確認
法律	・原子炉等規制法 (第16条の3)	・原子炉等規制法 (第16条の5)	・原子炉等規制法 (第51条の6第1項)	・原子炉等規制法 (第61条の2)
省令	・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (第3条の6) ・加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則	・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (第3条の15) ・加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則	・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 (第5条)	・放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 (第7条)
通達	—	—	・日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所1号廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認要領書集(内規)	・放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)

法体系(3/4)

・検査等の全部を実施するもの(電気事業法)

検査等名称	溶接安全管理審査	定期安全管理審査
法律	・電気事業法 (第52条第3項)	・電気事業法 (第55条第4項)
省令	・電気事業法施行規則 (第86条)	・電気事業法施行規則 (第94条の7)
通達	・溶接安全管理審査実施要領(原子力設備)	・原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈

法体系(4/4)

・検査等の全部を実施するもの(原子炉等規制法)

検査等名称	溶接検査	廃棄物埋設確認	外廃棄確認	運搬物確認	運搬方法確認
法律	・原子炉等規制法 (第16条の4)	・原子炉等規制法 (第51条の6第2項)	・原子炉等規制法 (第58条第2項)	・原子炉等規制法 (第59条第2項)	・原子炉等規制法 (第59条第2項)
省令	・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (第3条の8) ・加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則	・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 (第7条)	・核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(第2条)	・原子炉等規制法施行令(第48条) ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	・同左 ・核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 ・核燃料物質等車両運搬規則
通達	・加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について(通知)	—	—	—	・放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 使用前検査:加工施設)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質の加工の事業に関する規則
<p>(使用前検査)</p> <p>第十六条の三 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事(次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。</p> <p>2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。</p> <p>一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて行われていること。</p> <p>二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(機構が行う使用前検査)</p> <p>第三条の六の三 法第十六条の三第三項の規定により、経済産業大臣が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる検査に関する事務の一部は、第三条の六第一号から第三号までに掲げる事項について、その工事が法第十六条の二の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているかどうかについて行うものとする。</p> <p>(機構が行う使用前検査の通知書)</p> <p>第三条の六の四 経済産業大臣は、第三条の五第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。</p> <p>一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 検査を行う時期</p> <p>四 検査を行う場所</p> <p>五 検査の対象</p> <p>六 検査の方法</p> <p>2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <p>一 第三条の二第一項の申請書及び同条第二項の添付書類又は第三条の三第一項の申請書及び同条第二項の添付書類</p> <p>二 第三条の五第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、すみやか、その旨を機構に通知することとする。</p> <p>(使用前検査結果の通知)</p> <p>第三条の六の五 法第十六条の三第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。</p> <p>一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を受けた工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 検査を行つた年月日</p> <p>四 検査を行つた場所</p> <p>五 検査の対象</p> <p>六 検査の方法</p> <p>七 検査の結果</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 溶接検査:加工施設)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質の加工の事業に関する規則
<p>(溶接の方法及び検査)</p> <p>第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他の経済産業省令で定める加工施設であつて溶接をするものについては、経済産業省令で定めるところにより、その溶接につき経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その溶接の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。</p> <p>一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。</p> <p>二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したのものについては、経済産業省令で定めるところにより、その溶接につき経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。</p> <p>5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。</p> <p>(機構の行う溶接検査)</p> <p>第六十一条の二十四 経済産業大臣は、機構に、第十六条の四第一項及び第四項、第二十八条の二第一項及び第四項(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。)、第四十三条の十第一項及び第四項、第四十六条の二第一項及び第四項並びに第五十一条の九第一項及び第四項の検査を行わせるものとする。</p>	<p>(溶接検査を受ける加工施設) 第三条の八 (略)</p> <p>(溶接検査の申請)</p> <p>第三条の九 法第十六条の四第一項の規定により加工施設の溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>(溶接検査の実施)</p> <p>第三条の十 法第十六条の四第一項の溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。</p> <p>一 溶接作業を行うとき(第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、経済産業大臣が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。)</p> <p>二 法第十六条の四第三項第二号に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。</p> <p>三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。</p> <p>四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき(第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)</p> <p>(溶接検査を要しない場合)</p> <p>第三条の十一 法第十六条の四第一項 ただし書の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第二条第一項第一号ルに規定する加工施設のうちの主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、経済産業大臣があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合</p> <p>二 漏止め溶接のみをした第三条の八第六号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合</p> <p>(溶接の方法の認可) 第三条の十二 (略)</p> <p>(輸入品の溶接検査)</p> <p>第三条の十三 法第十六条の四第四項の規定により溶接をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>(溶接検査合格証等)</p> <p>第三条の十四 機構は、法第十六条の四第一項又は第四項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 施設定期検査:加工施設)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質の加工の事業に関する規則
<p>(施設定期検査)</p> <p>第十六条の五 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査は、その加工施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(施設定期検査を受ける加工施設) 第三条の十五 (略)</p> <p>(施設定期検査の申請) 第三条の十六 (略)</p> <p>(廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合) 第三条の十六の二 (略)</p> <p>(機構が行う施設定期検査)</p> <p>第三条の十六の二の二 <u>法第十六条の五第三項</u>の規定により、経済産業大臣が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、第三条の六の二第一号から第四号まで及び第三条の十八第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。</p> <p>(機構が行う施設定期検査の通知書)</p> <p>第三条の十六の三 経済産業大臣は、第三条の十六第一項の申請書の提出又は同条第二項の届出を受けた場合に、当該申請に係る<u>法第十六条の五第三項</u>の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名二 検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地三 検査を行う時期四 検査を行う場所五 検査の対象六 検査の方法 <p>2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 申請書等及び添付書類二 第三条の十六第一項の申請書又は同条第二項の届出に係る書類 <p>3 経済産業大臣は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、すみやかに、その旨を機構に通知するものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第三条の十六の四 第三条の六の五の規定は、<u>法第十六条の五第一項</u>の施設定期検査に準用する。この場合において、「<u>法第十六条の三第四項</u>」とあるのは「<u>法第十六条の五第四項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(施設定期検査合格証) 第三条の十七 (略)</p> <p>(施設定期検査の技術上の基準) 第三条の十八 (略)</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 第二種廃棄物埋設施設確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
<p>(廃棄物埋設に関する確認)</p> <p>第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者(以下「廃棄物埋設事業者」という。)は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設(第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設を除く。)及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認)</p> <p>第六条の二 法第五十一条の六第三項の規定により、経済産業大臣が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる確認に関する事務の一部は、前条第一項第一号から第五号まで及び第七号(廃棄物埋設地に設置される設備のうち排水管に係るものを除く。)、同条第二項並びに第三項の廃棄物埋設施設等の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。</p> <p>(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の通知書)</p> <p>第六条の三 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 確認を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 確認を受ける事業所の名称及び所在地 三 確認を行う時期 四 確認を行う場所 五 確認の対象 六 確認の方法 <p>2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請書等及びその添付書類 二 第四条第一項の申請書及びその添付書類 <p>3 経済産業大臣は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。</p> <p>(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認結果の通知)</p> <p>第六条の四 法第五十一条の六第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 確認を受けた事業所の名称及び所在地 三 確認を行つた年月日 四 確認を行つた場所 五 確認の対象 六 確認の方法 七 確認の結果

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 第二種廃棄物埋設施設確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
<p>(廃棄物埋設に関する確認)</p> <p>第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者(以下「廃棄物埋設事業者」という。)は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設(第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設を除く。)及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認)</p> <p>第六条の二 法第五十一条の六第三項の規定により、経済産業大臣が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる確認に関する事務の一部は、前条第一項第一号から第五号まで及び第七号(廃棄物埋設地に設置される設備のうち排水管に係るものを除く。)、同条第二項並びに第三項の廃棄物埋設施設等の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。</p> <p>(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の通知書)</p> <p>第六条の三 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 確認を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 確認を受ける事業所の名称及び所在地 三 確認を行う時期 四 確認を行う場所 五 確認の対象 六 確認の方法 <p>2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請書等及びその添付書類 二 第四条第一項の申請書及びその添付書類 <p>3 経済産業大臣は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。</p> <p>(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認結果の通知)</p> <p>第六条の四 法第五十一条の六第四項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 確認を受けた事業所の名称及び所在地 三 確認を行つた年月日 四 確認を行つた場所 五 確認の対象 六 確認の方法 七 確認の結果

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 第二種廃棄物埋設確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
<p>(廃棄物埋設に関する確認)</p> <p>第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者(以下「廃棄物埋設事業者」という。)は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設(第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定廃棄物埋設施設を除く。)及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が経済産業省令で定める技術上の基準に適合することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)</p> <p>第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 外廃棄確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則
<p>(廃棄に関する確認等)</p> <p>第五十八条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（（一部略。）以下「原子力事業者等」という。）が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合においては、主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。） 経済産業大臣</p> <p>二 使用者（旧使用者等を含む。） 文部科学大臣</p> <p>三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。） 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣</p> <p>四 外国原子力船運航者 国土交通大臣</p> <p>2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の確認を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 主務大臣は、前三項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。</p> <p>(機構の行う廃棄確認)</p> <p>第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、第五十一条の六第二項及び第五十八条第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(確認の申請)</p> <p>第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認（独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第一による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 輸入廃棄物の内容の詳細に関する説明書</p> <p>二 輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法の詳細に関する説明書</p> <p>三 輸入廃棄物の強度を決定した方法に関する説明書</p> <p>四 輸入廃棄物の発熱量を決定した方法に関する説明書</p> <p>五 輸入廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書</p> <p>六 輸入廃棄物に係る放射性物質の閉じ込めに関する説明書</p> <p>七 輸入廃棄物を廃棄する廃棄物管理設備に関する説明書</p> <p>2 前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。</p> <p>3 機構が行う法第五十八条第二項に規定する確認を受けようとする者は、法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>(廃棄に関する確認の実施)</p> <p>第四条 法第五十八条第二項に規定する廃棄に関する確認は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する前に行う。</p> <p>(確認証の交付)</p> <p>第五条 主務大臣又は機構は、法第五十八条第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 運搬物確認 1/2)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
<p>(運搬に関する確認等)</p> <p>第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)、その他の事項に関しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。</p> <p>一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣</p> <p>二 使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。)及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣</p> <p>三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。)及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣</p> <p>四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣</p> <p>2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣(同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)の、その他の事項に関しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定めるところにより主務大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)の確認を受けなければならない。</p> <p>3 ~ 14 (略)</p>	<p>(運搬に関する確認の申請)</p> <p>第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認(独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)が行うものを除く。)を受けようとする者は、<u>令第四十八条</u>の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二)による確認申請書に、次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第五号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 運搬する核燃料物質等に関する説明書</p> <p>二 前号の核燃料物質等を収納する容器(以下「輸送容器」という。)の構造及び材質(以下「輸送容器の設計」という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書</p> <p>三 輸送容器の製作の方法に関する説明書</p> <p>四 輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び前号の輸送容器の製作の方法に従つて製作されていることを示す説明書</p> <p>五 輸送容器が第二号の輸送容器の設計及び第三号の輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることを示す説明書</p> <p>六 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書</p> <p>七 簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 機構が行う法第五十九条第二項に規定する確認を受けようとする者は、<u>法第六十五条第一項</u>に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>(運搬確認証の交付)</p> <p>第二十条 主務大臣又は機構は、<u>法第五十九条第二項</u>に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 運搬物確認 2/2)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
<p>(機構の行う運搬物確認)</p> <p>第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとする。</p> <p>2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。</p> <p>3 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。</p>	

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 運搬方法確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(運搬に関する確認等)

第五十九条 (略)原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に関しては主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)、その他の事項に関しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。

一 ～ 四 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣(同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)の、その他の事項に関しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定めるところにより主務大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、主務大臣の承認を受けた容器(第六十一条の二十六において「承認容器」という。)については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 ～ 14 (略)

(機構の行う運搬方法確認)

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条第二項の確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

(平成17年12月1日付け「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領の一部改正について」の通知により、平成18年6月1日以降については国において確認を行い、機構は運搬方法確認を行っていない。)

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 放射能濃度確認)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二第四項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則
<p>(放射能濃度についての確認等)</p> <p>第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定める基準を超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。</p> <p>一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。) 経済産業大臣</p> <p>二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣</p> <p>三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣</p> <p>四 外国原子力船運航者 国土交通大臣</p> <p>2 前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者(原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。)、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等(特定原子炉設置者に係る者に限る。)、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>5 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(機構が行う確認)</p> <p>第七条 法第六十一条の二第四項の規定により経済産業大臣が独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせる確認に関する事務は、放射能濃度確認対象物に係る放射能濃度の測定及び評価が第五条第一項の規定に基づき認可を受けた方法に従って行われているかどうかについて確認する事務とする。</p> <p>(機構が行う確認の通知書)</p> <p>第八条 経済産業大臣は、第三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し、機構が行う当該確認に関する事務の実施について通知するものとする。</p> <p>一 確認を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 確認を受ける工場等の名称及び所在地</p> <p>三 確認を行う期日</p> <p>四 確認を行う場所</p> <p>五 確認の対象</p> <p>六 確認の方法</p> <p>2 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <p>一 第三条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類</p> <p>二 第五条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の通知書に記載されている事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。</p> <p>(確認結果の通知)</p> <p>第九条 法第六十一条の二第五項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。</p> <p>一 確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 確認を受けた工場等の名称及び所在地</p> <p>三 確認を行った年月日</p> <p>四 確認を行った場所</p> <p>五 確認の対象</p> <p>六 確認の方法</p> <p>七 確認の結果</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 機構の行う検査等に関する規定)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(機構の行う溶接検査)

第六十一条の二十四 経済産業大臣は、機構に、第十六条の四第一項及び第四項、第二十八条の二第一項及び第四項(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。)、第四十三条の十第一項及び第四項、第四十六条の二第一項及び第四項並びに第五十一条の九第一項及び第四項の検査を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第二十八条の二第一項若しくは第四項(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。)又は第五十五条の三第一項の検査を行わせることができる。

(機構の行う廃棄確認)

第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、第五十一条の六第二項及び第五十八条第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第五十八条第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。

(機構の行う運搬物確認)

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。

3 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。

(機構の行う運搬方法確認)

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条第二項の確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 事務規程:経済産業省所管 1/2)

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令</p>
<p>(事務規程) 第六十五条 機構は、検査等事務(次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、当該各号に定める大臣(以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。)に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 第十六条の三第三項(第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。) 二 第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣 三 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣 四 第六十一条の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣 五 第六十一条の六第三項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣 六 第六十一条の二十五第一項に規定する確認 経済産業大臣 七 第六十一条の二十五第二項に規定する確認 文部科学大臣 八 第六十一条の二十六第一項に規定する確認 経済産業大臣 九 第六十一条の二十六第二項に規定する確認 文部科学大臣 十 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令(主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。)で定める。</p>	<p>(事務規程で定めるべき事項) 第七条 法第六十五条第三項の主務省令で定める検査事務に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業所の名称及びその事業所が検査事務を行う区域 二 検査事務を行う時間及び休日に関する事項 三 原子力施設検査員の職務に関する事項 四 原子力施設検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 五 検査事務の実施の方法に関する事項 六 検査事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 七 主務大臣に対する検査事務の結果の通知に関する事項 八 その他検査事務の実施に関し必要な事項</p> <p>2 法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接検査に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業所の名称及びその事業所が溶接検査の業務を行う区域 二 溶接検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 三 手数料の収納の方法に関する事項 四 溶接検査員の職務に関する事項 五 溶接検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 六 溶接検査の実施の方法に関する事項 七 溶接検査に合格したことを証明する方法に関する事項 八 溶接検査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 九 その他溶接検査の業務の実施に関し必要な事項</p> <p>3 第一項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める廃棄物埋設施設確認事務に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「検査事務」とあるのは「廃棄物埋設施設確認事務」と、「原子力施設検査員」とあるのは「廃棄物埋設施設確認員」と読み替えるものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文

(原子炉等規制法 事務規程:経済産業省所管 2/2)

(事務規程):再掲

第六十五条 機構は、検査等事務(次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、当該各号に定める大臣(以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。)に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第十六条の三第三項(第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。)及び第十六条の五第三項(第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。)に規定する検査に関する事務の一部 経済産業大臣

二 第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

三 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣

四 第六十一条の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣

五 第五十一条の六第三項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

六 第六十一条の二十五第一項に規定する確認 経済産業大臣

七 第六十一条の二十五第二項に規定する確認 文部科学大臣

八 第六十一条の二十六第一項に規定する確認 経済産業大臣

九 第六十一条の二十六第二項に規定する確認 文部科学大臣

十 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令(主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。)で定める。

4 第一項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める放射能濃度確認事務に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「検査事務」とあるのは「放射能濃度確認事務」と、「原子力施設検査員」とあるのは「放射能濃度確認員」と読み替えるものとする。

5 第二項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める廃棄確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「廃棄確認」と、「溶接検査員」とあるのは「廃棄確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「廃棄確認をしたこと」と読み替えるものとする。

6 第二項各号の規定は、法第六十五条第三項の主務省令で定める運搬物確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「運搬物に係る確認」と、「溶接検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「運搬物確認をしたこと」と読み替えるものとする。

(報告)

第八条 機構は、溶接検査、廃棄確認及び運搬物確認を行ったときは、溶接検査については様式第一の検査結果報告書、廃棄確認については様式第二の廃棄確認結果等報告書、運搬物確認については様式第三の運搬物確認結果報告書により、遅滞なく、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

機構が行う検査等の根拠条文

(電気事業法 使用前検査)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(使用前検査)</p> <p>第四十九条 第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるもの(第三項において「特定事業用電気工作物」という。)は、その工事について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。</p> <p>一 その工事が第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。</p> <p>二 第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものが前項各号のいずれにも適合しているかどうかの検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。</p> <p>4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(使用前検査)</p> <p>第六十八条～第七十一条(略)</p> <p>第七十一条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条各号の表の下欄に掲げる検査事項の検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書及び同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。</p> <p>一 検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を受けようとする特定事業用電気工作物に係る事業場の名称及び所在地</p> <p>三 検査を実施する時期</p> <p>四 検査を実施する場所</p> <p>五 検査の対象</p> <p>六 検査の方法</p> <p>3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <p>一 前条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類</p> <p>二 検査を受ける工事に係る第六十三条第一項の申請書及び書類若しくは同条第三項の書類、第六十四条第一項の届出書及び書類又は第六十六条第一項の届出書及び書類、同条第二項の届出書及び書類若しくは同条第四項の書類</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 燃料体検査 1/2)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(燃料体検査)</p> <p>第五十一条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(以下「燃料体」という。)は、その加工について経済産業省令で定める加工の工程ごとに経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。</p> <p>一 その加工があらかじめ経済産業大臣の認可を受けた設計に従って行なわれていること。</p> <p>二 経済産業省令で定める技術基準に適合すること。</p> <p>3 輸入した燃料体は、経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>4 前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の経済産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。</p> <p>5 経済産業大臣は、第一項及び第三項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>6 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>(燃料体の検査)</p> <p>第七十四条 ~ 第七十六条の二 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書及び同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査の実施について通知するものとする。</p> <p>一 検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 検査を実施する時期</p> <p>三 検査を実施する場所</p> <p>四 検査の対象</p> <p>五 検査の方法</p> <p>3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。</p> <p>一 前条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類</p> <p>二 検査を受ける燃料体に係る第七十七条第一項の申請書及び添付書類</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。</p> <p>第七十六条の三 ~ 第七十八条 (略)</p> <p>第七十八条の二 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第一項若しくは第二項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第五十一条第五項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記した通知書により、機構に対し当該検査の実施について通知するものとする。</p> <p>一 検査を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 燃料体を使用する発電所の名称</p> <p>三 検査を実施する時期</p> <p>四 検査を実施する場所</p> <p>五 検査の対象</p> <p>六 検査の方法</p> <p>3 前項の通知書には、前条第一項若しくは第二項の申請書及び添付書類並びに同条第三項の書類の写しを添付するものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 燃料体検査 2/2)

電気事業法	電気事業法施行規則
	<p>第七十八条の三 (略)</p> <p>第七十八条の四 (略)</p> <p>第七十八条の五 <u>法第五十一条第五項</u>の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第七十四条の表イ及びロに規定する検査 二 第七十四条の表ハに規定する検査(第七十五条の規定により経済産業大臣が支障がないと認めて第七十四条の表イ及びロの上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合に限る。) 三 <u>法第五十一条第三項</u>の検査のうち、検査を受ける燃料体が使用される発電用原子炉に係る原子力発電所に搬入された時に行うもの <ul style="list-style-type: none"> 2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により経済産業大臣が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、経済産業大臣が自ら行うものとする。 3 経済産業大臣は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。 4 機構は、第七十六条の二第二項又は第七十八条の二第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。 <p>第七十八条の六 <u>法第五十一条第六項</u>の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 検査年月日 三 検査を実施した場所 四 検査の対象 五 検査の方法 六 検査の結果

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 溶接安全管理審査)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(溶接安全管理検査)</p> <p>第五十二条 発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物(以下「ボイラー等」という。)であつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの(第三項において「特定ボイラー等」という。)若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める機械若しくは器具である電気工作物(以下「格納容器等」という。)であつて溶接をするもの(第三項において「特定格納容器等」という。)又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの(第三項において「輸入特定ボイラー等」という。)若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの(第三項において「輸入特定格納容器等」という。)を設置する者は、その溶接について経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査(以下「溶接事業者検査」という。)においては、その溶接が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。</p> <p>3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評価の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。</p> <p>4 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。</p> <p>5 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該電気工作物」と読み替えるものとする。</p>	<p>(溶接安全管理検査)</p> <p>第七十九条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>第八十一条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める格納容器等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第八十二条～第八十三条の四 (略)</p> <p>第八十四条 (略)</p> <p>2 機構又は登録安全管理審査機関が行う溶接安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、溶接安全管理審査申請書を機構又は当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「法第五十条の二第四項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第七十三条の九中「法第五十条の二第五項」とあるのは「法第五十二条第五項」において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 定期検査 1/2)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(定期検査) 第五十四条 特定重要電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。)については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>第八十九条 ~ 第九十条 (略)</p> <p>第九十条の二 定期検査は、次の各号に掲げる事項のうち、第九十三条第二項各号に掲げる事項を説明する書類(同条第二項ただし書に規定する場合にあっては、保安規程)において記載された定期事業者検査に係る事項について、定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に電気工作物検査官(法第五十四条第二項の規定に基づき機構が定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員)が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。</p> <p>一 ~ 五 (略)</p> <p>第九十一条 2</p> <p>第九十二条 第九十三条 第九十三条の二 2 経済産業大臣は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対し、当該申請に係る法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部の実施について、次に掲げる事項を記した通知書により通知するものとする。</p> <p>一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 二 検査を受ける特定重要電気工作物を設置する発電所の名称 三 検査を実施する時期 四 検査を実施する場所 五 検査の対象 六 検査の方法</p> <p>3 前項の通知書には、前条第一項の申請書及び添付書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。</p> <p>第九十三条の三 経済産業大臣は、定期検査を終了したと認めるときは、定期検査終了証を交付する。</p>

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 定期検査 2/2)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(再掲)</p> <p>第五十四条 特定重要電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものであつて、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。)については、これらを設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める時期ごとに、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の検査のうち、原子力を原動力とする発電用の特定重要電気工作物であつて経済産業省令で定めるものについての検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。</p> <p>3 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。</p>	<p>第九十三条の四 法第五十四条第二項の経済産業省令で定める特定重要電気工作物は、原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。</p> <p>2 法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第九十条の二第一号に掲げる事項 二 第九十条の二第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの <p>イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査</p> <p>ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入検査</p> <p>ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査 <p>三 第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査</p> <p>ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動系の制御棒緊急そう入検査</p> <p>ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査 <p>3 前項の規定にかかわらず、特定重要電気工作物の構造、材料その他の関係により経済産業大臣が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要電気工作物に係る検査は、経済産業大臣が自ら行うものとする。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>5 機構は、第九十三条の二第二項の通知に基づき、第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。</p> <p>6 法第五十四条第三項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名 二 検査を受けた特定重要電気工作物を設置する発電所の名称 三 検査年月日 四 検査を実施した場所 五 検査の対象 六 検査の方法 七 検査の結果

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 定期安全管理審査)

電気事業法	電気事業法施行規則
<p>(定期安全管理検査)</p> <p>第五十五条 特定電気工作物(発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であつて前条第一項で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期(第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評価の結果に応じ、経済産業省令で定める時期)に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。</p> <p>5 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他経済産業省令で定める事項について行う。</p> <p>6 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第四項の審査に準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の経済産業大臣の登録を受けた者」とあるのは「機構又は第四項の経済産業大臣の登録を受けた者」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。</p>	<p>第九十四条 ~ 第九十四条の六 (略)</p> <p>2 機構又は登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、機構又は当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、定期安全管理審査申請書を機構又は当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。</p> <p>第九十四条の七 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「<u>法第五十条の二第四項</u>」とあるのは「<u>法第五十五条第五項</u>」と、第七十三条の九中「<u>法第五十条の二第五項</u>」とあるのは「<u>法第五十五条第六項</u>において準用する法第五十条の二第五項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知において定期事業者検査(原子力発電所に係るものに限る。)の実施につき十分な体制がとられていると評価された組織については、前項の規定にかかわらず、第七十三条の八第二号及び第三号の規定を準用しない。</p> <p>3 経済産業大臣は、法第五十五条第六項において準用する法第五十条の二第七項の通知(機構が行った法第五十五条第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第五十条の二第六項の評価の結果に限る。)の写し一通を機構に送付するものとする。</p>

機構が行う検査等の根拠条文(電気事業法 事務規程関係)

電気事業法	電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令
<p>(事務規程)</p> <p>第百四条の二 機構は、検査等事務(第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第五十四条第二項に規定する検査に関する事務の一部並びに第五十二条第三項及び第五十五条第四項に規定する審査をいう。以下同じ。)に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。</p>	<p>(事務規程で定めるべき事項)</p> <p>第五条 法第百四条の二第三項の経済産業省令で定める、検査事務、並びに法第四十九条第四項、法第五十一条第六項及び法第五十四条第三項に規定する結果の通知について、事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業所の名称及びその事業所が検査事務を行う区域 二 検査事務を行う時間及び休日に関する事項 三 電気工作物検査員の職務に関する事項 四 電気工作物検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 五 検査事務の実施の方法に関する事項 六 検査事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 七 経済産業大臣に対する検査事務の結果の通知に関する事項 八 その他検査事務の実施に関し必要な事項 <p>2 法第百四条の二第三項の経済産業省令で定める、溶接安全管理審査、並びに法第五十二条第五項において準用する法第五十条の二第五項に規定する結果の通知について、事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業所の名称及びその事業所が溶接安全管理審査の業務を行う区域 二 溶接安全管理審査の業務を行う時間及び休日に関する事項 三 手数料の収納の方法に関する事項 四 溶接安全管理審査員の職務に関する事項 五 溶接安全管理審査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 六 溶接安全管理審査の実施の方法に関する事項 七 溶接安全管理審査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 八 経済産業大臣に対する溶接安全管理審査の結果の通知に関する事項 九 その他溶接安全管理審査の業務の実施に関し必要な事項 <p>3 第二項各号の規程は、法第百四条の二第三項の経済産業省令で定める事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接安全管理審査」とあるのは「定期安全管理審査」と、「溶接安全管理審査員」とあるのは「定期安全管理審査員」と、「第五十二条第五項」とあるのは「第五十五条第六項」と読み替えるものとする。</p>

参考資料 10. 機構の規程体系

機構規程体系(1/4)

・検査等の一部を実施するもの(電気事業法)

検査等名称	使用前検査	燃料体検査	定期検査
事務規程	・使用前検査事務規程	・燃料体検査事務規程	・定期検査事務規程
要領	・使用前検査実施要領	・燃料体検査実施要領	・定期検査の実施に係る要領
手順	・使用前検査手順書	・燃料体検査実施手順書	・定期検査実施要領細則
備考	—	—	—

機構規程体系(2/4)

・検査等の一部を実施するもの(原子炉等規制法)

検査等名称	使用前検査	施設定期検査	廃棄物埋施設確認	放射能濃度確認
事務規程	・使用前検査事務規程	・施設定期検査事務規程	廃棄物埋施設確認事務規程	・放射能濃度確認事務規程
要領	・使用前検査実施要領	・施設定期検査実施要領	廃棄物埋施設確認実施要領	・放射能濃度確認実施要領
手順	・使用前検査手順書	・施設定期検査手順書	廃棄物埋施設確認手順書	・放射能濃度確認実施要領書 ・同実施手順書
備考	—	—	—	—

機構規程体系(3/4)

・検査等の全部を実施するもの(電気事業法)

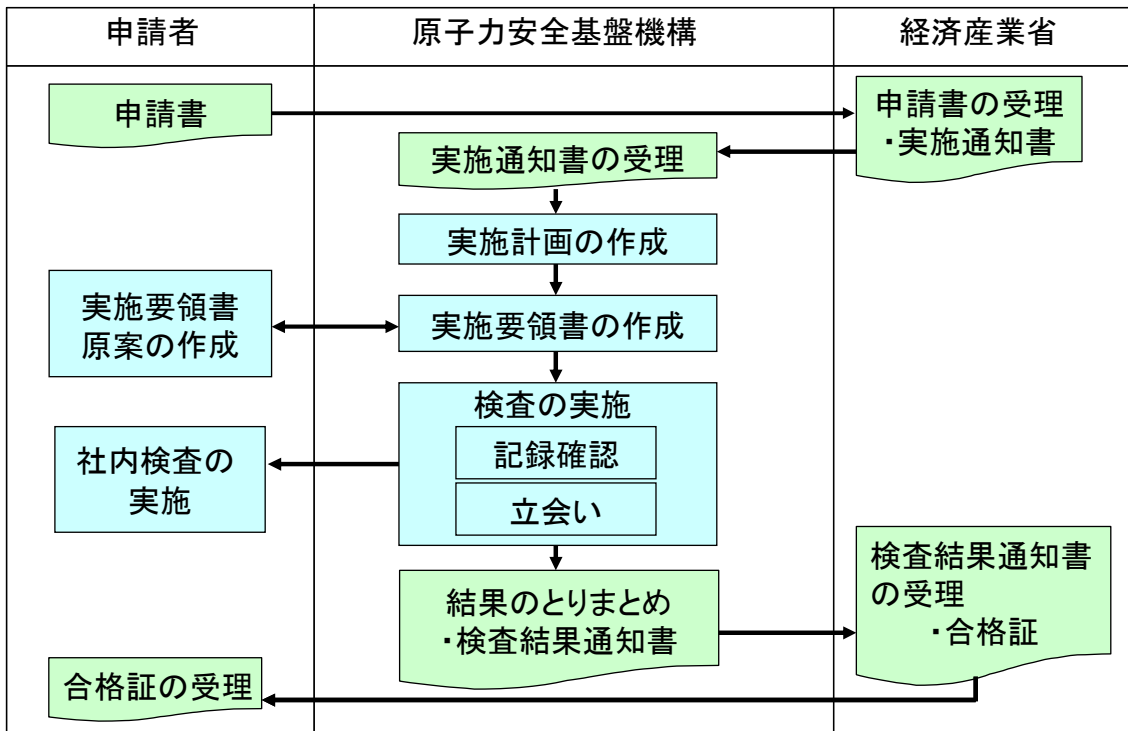
検査等名称	溶接安全管理審査	定期安全管理審査
事務規程	・溶接安全管理審査事務規程	・定期安全管理審査事務規程
要領	—	・定期安全管理審査実施要領
手順	・溶接安全管理審査実施手順書	・定期安全管理審査実施要領細則
備考	—	—

機構規程体系(4/4)

・検査等の全部を実施するもの(原子炉等規制法)

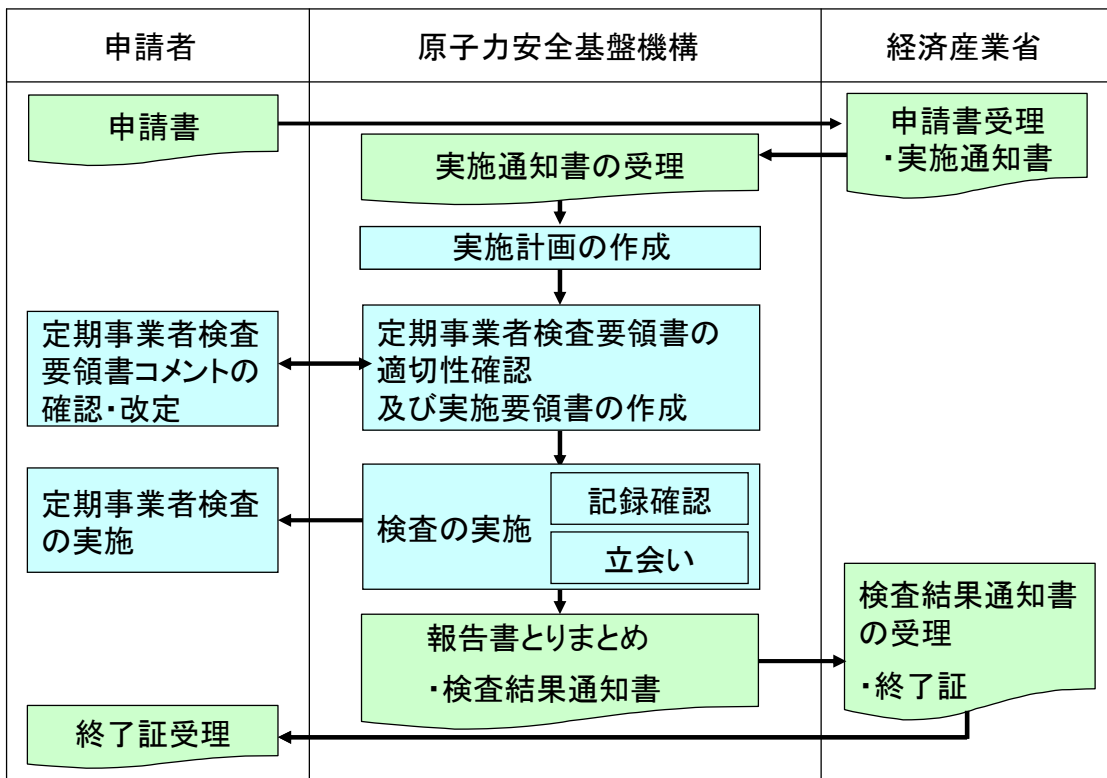
検査等名称	溶接検査	廃棄物埋設確認	外廃棄確認	運搬物確認	運搬方法確認
事務規程	・溶接検査事務規程	廃棄物埋設確認事務規程	・外廃棄確認事務規程	・運搬物確認事務規程	・運搬方法確認事務規程
要領	・溶接検査実施要領	廃棄物埋設確認実施要領	なし(手順書として規定)	・運搬物確認実施要領	・運搬方法確認実施要領
手順	・溶接検査実施手順書	廃棄物埋設確認手順書	・事業所外廃棄確認実施手順書 ・事業所外廃棄確認測定手順書	・運搬物確認手順書	—
備考	・経済産業省及び文部科学省所管	—	—	・経済産業省及び文部科学省所管	平成18年6月以降は、国において確認を実施

機構の使用前検査(電気事業法)実施プロセス【パターン1】

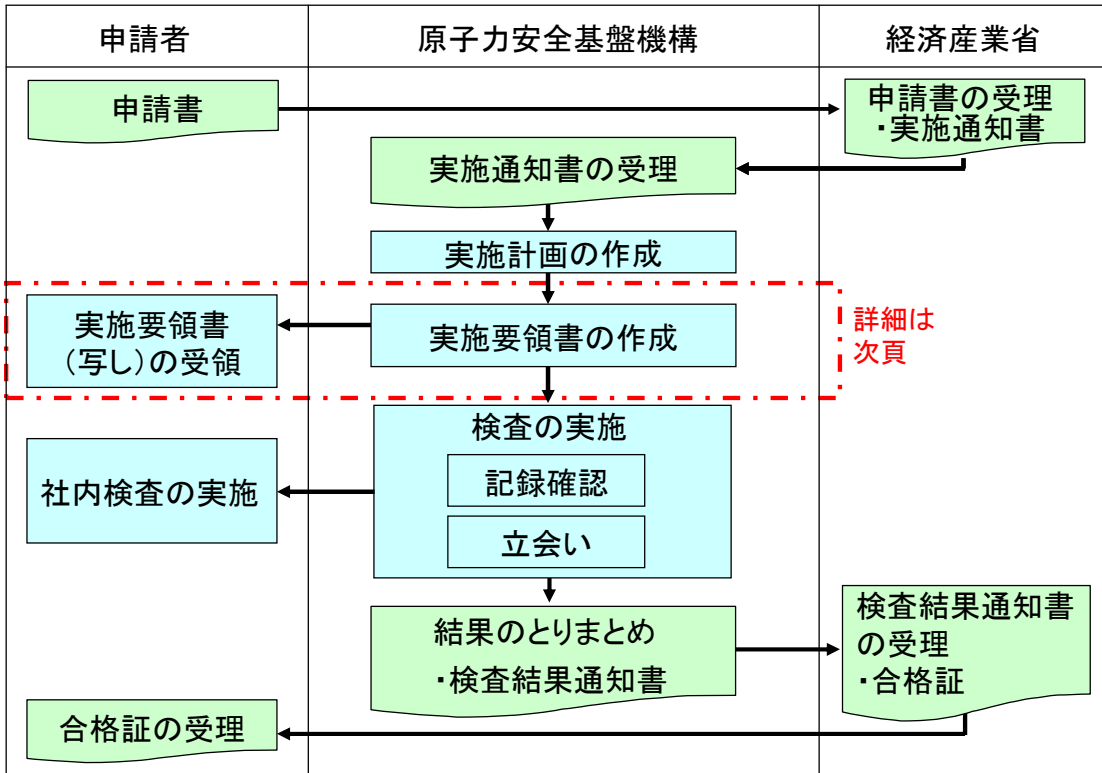


申請、通知等公式書類の授受 検査等の準備から実施に係る活動

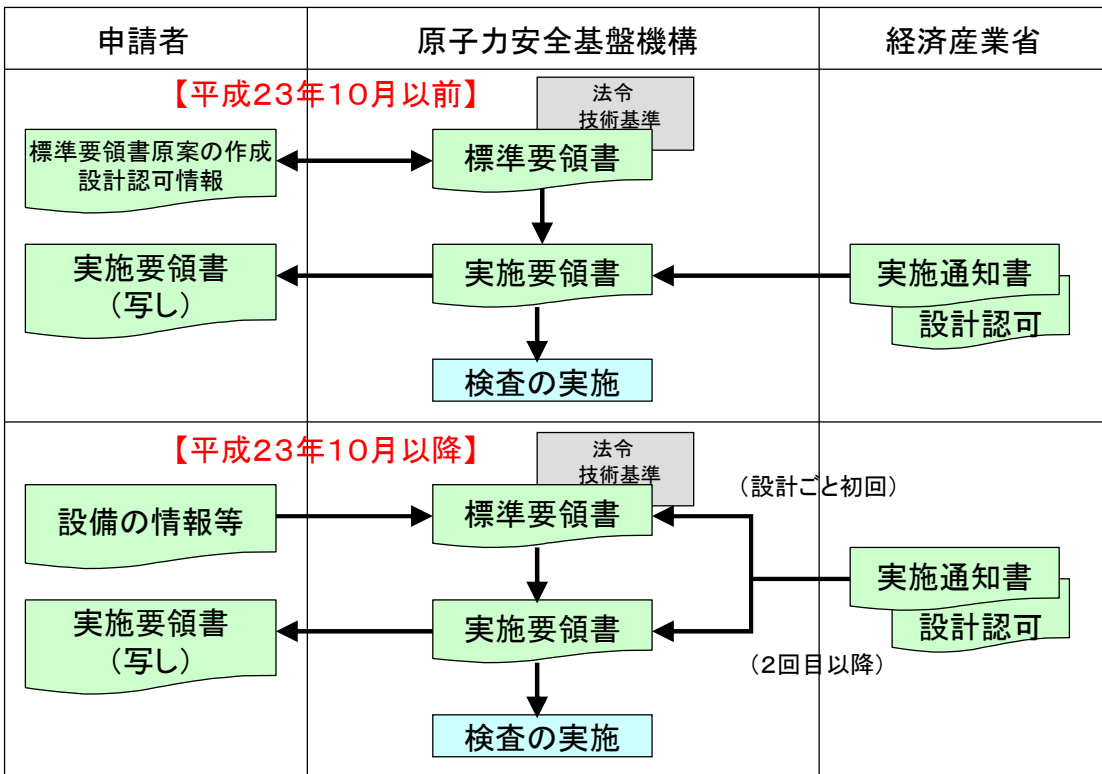
機構の定期検査(電気事業法)実施プロセス【パターン1】



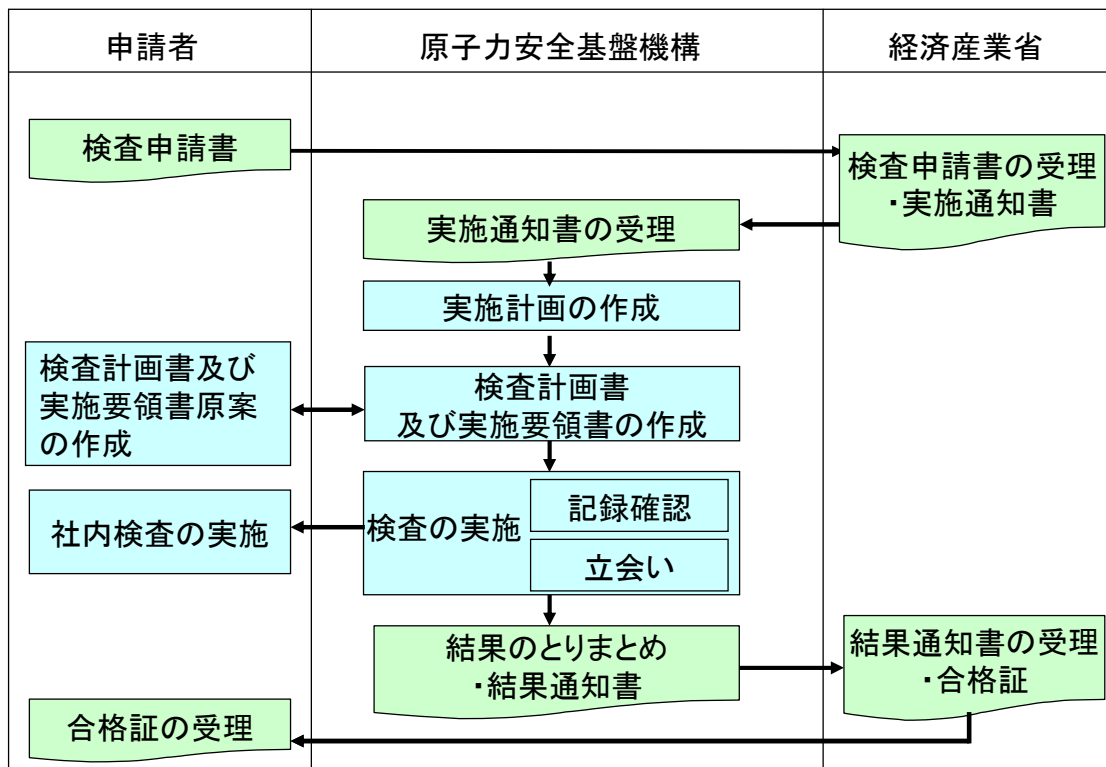
機構の燃料体検査(電気事業法)実施プロセス【パターン1】



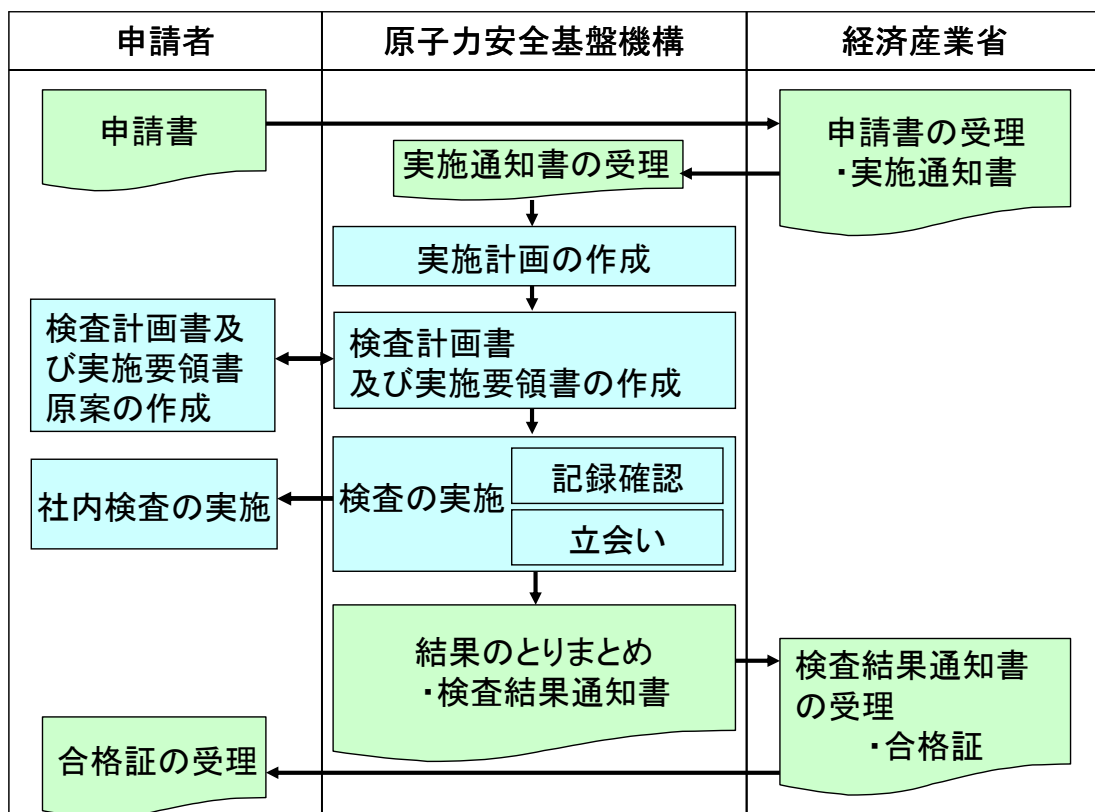
機構の燃料体検査(電気事業法)実施プロセス【パターン1】



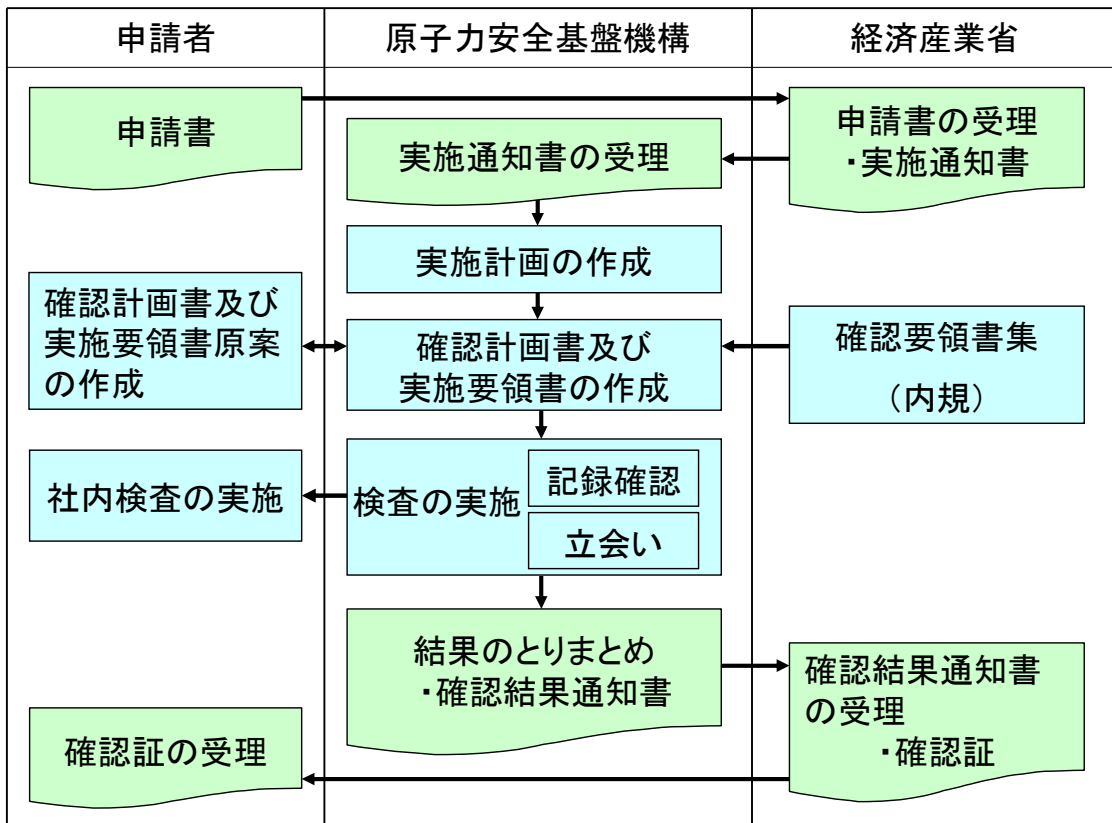
機構の使用前検査(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン1】



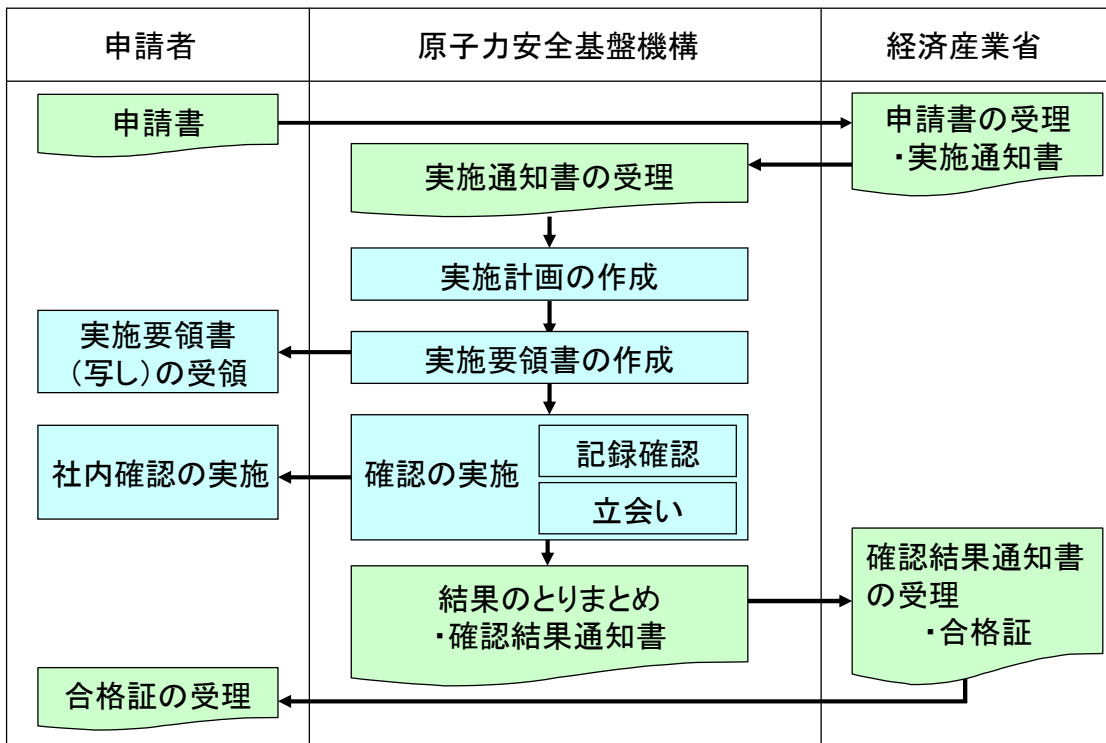
機構の施設定期検査(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン1】



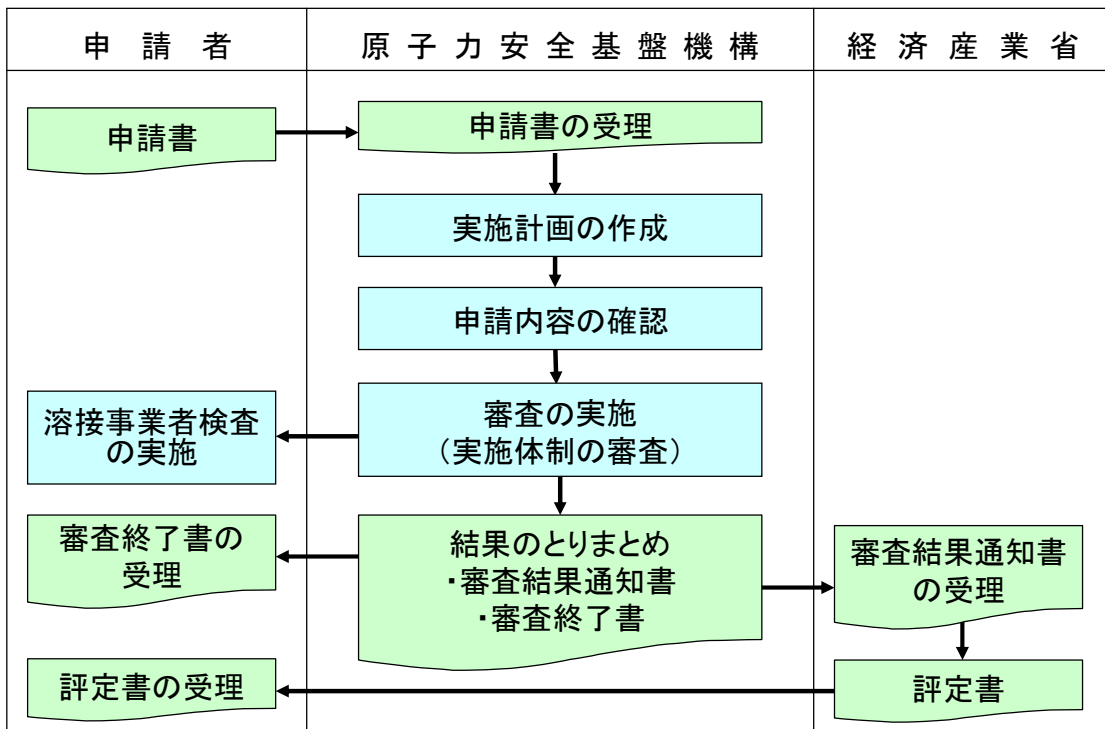
機構の廃棄物埋施設確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン1】



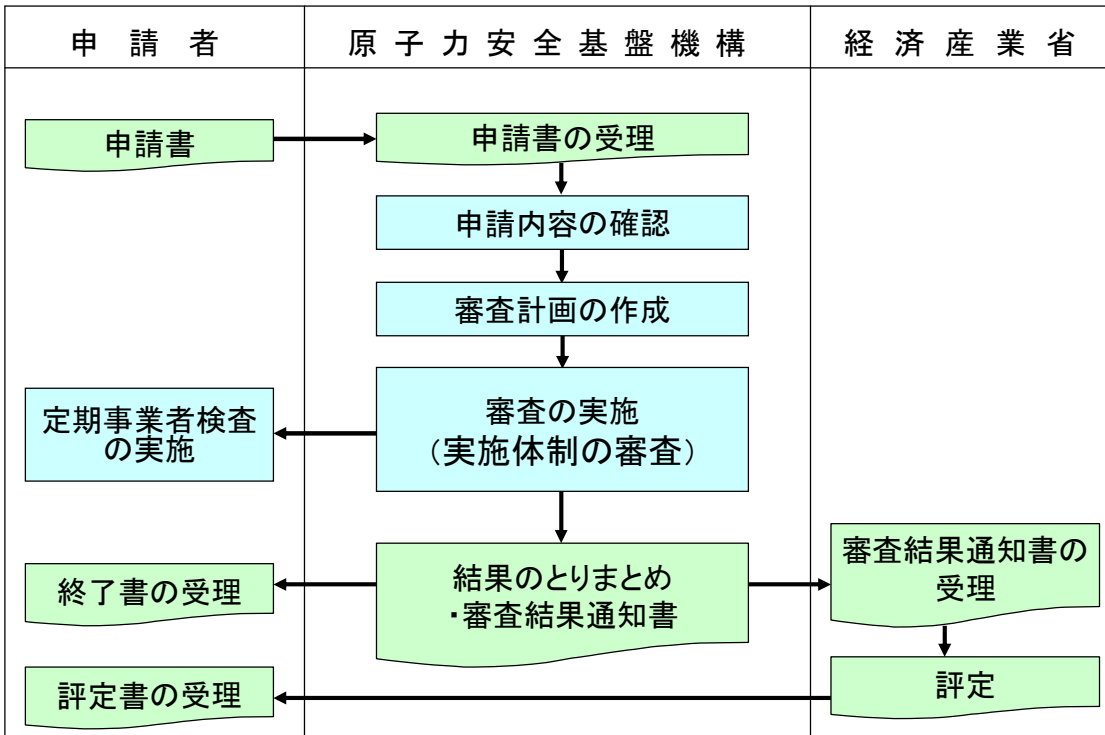
機構の放射能濃度確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン1】



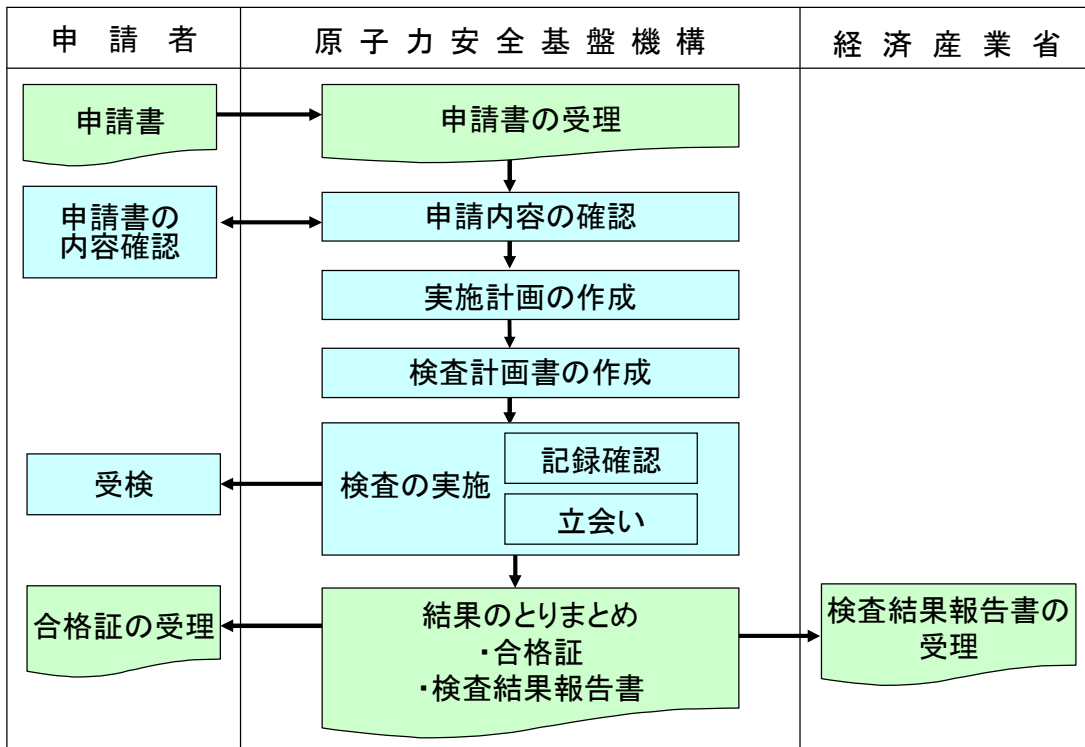
機構の溶接安全管理審査(電気事業法)実施プロセス【パターン3】



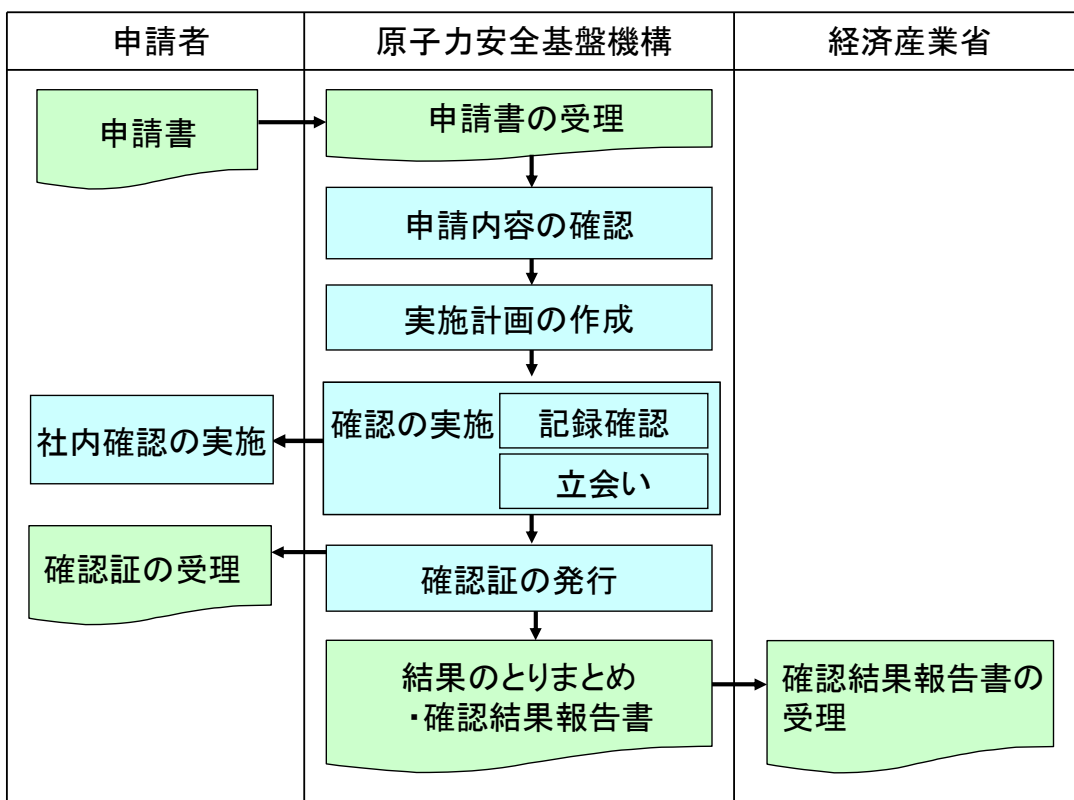
機構の定期安全管理審査(電気事業法)実施プロセス【パターン3】



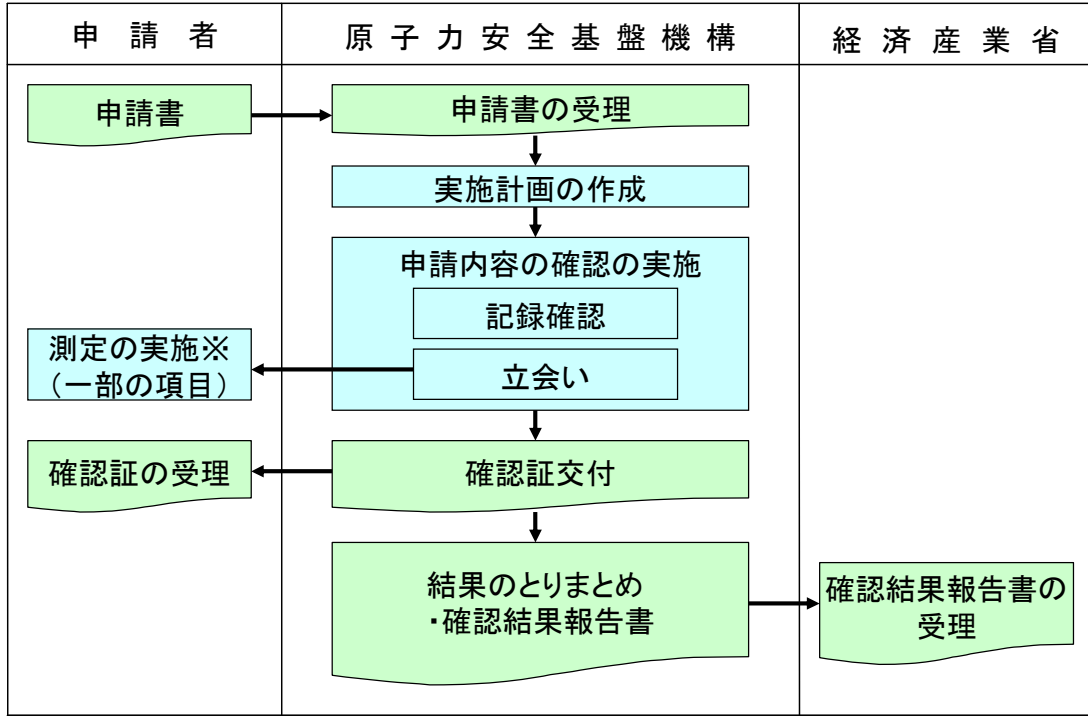
機構の溶接検査(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン2】



機構の廃棄物埋設確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン2】

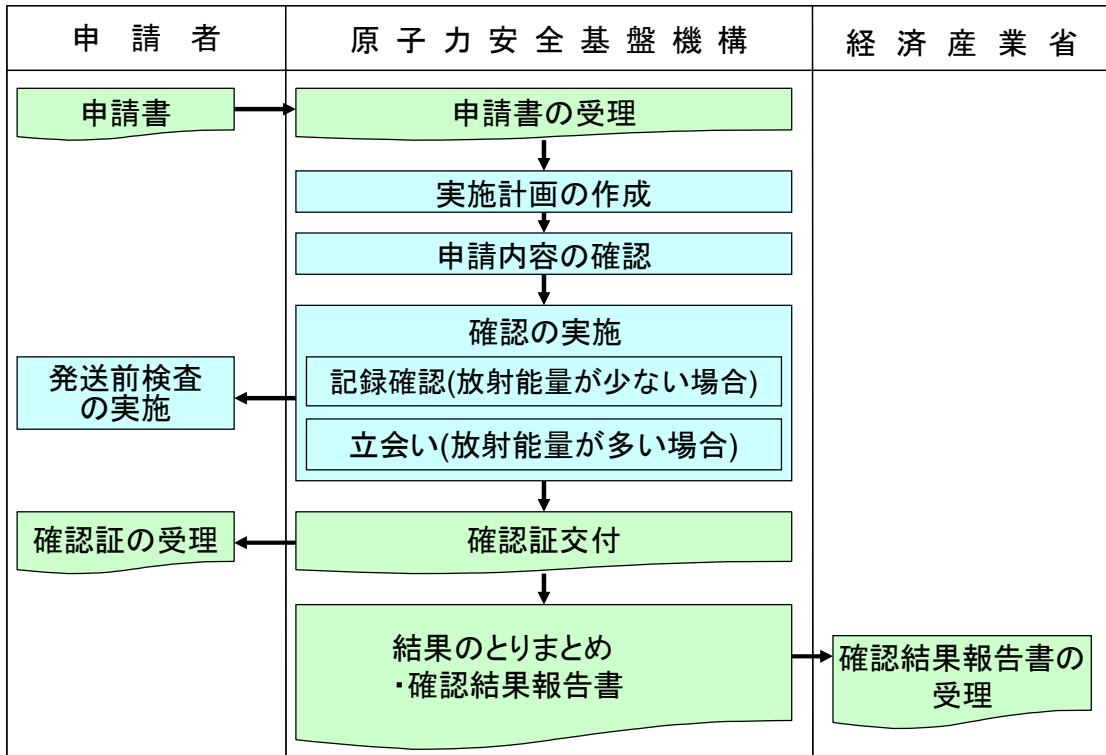


機構の外廃棄確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン2】

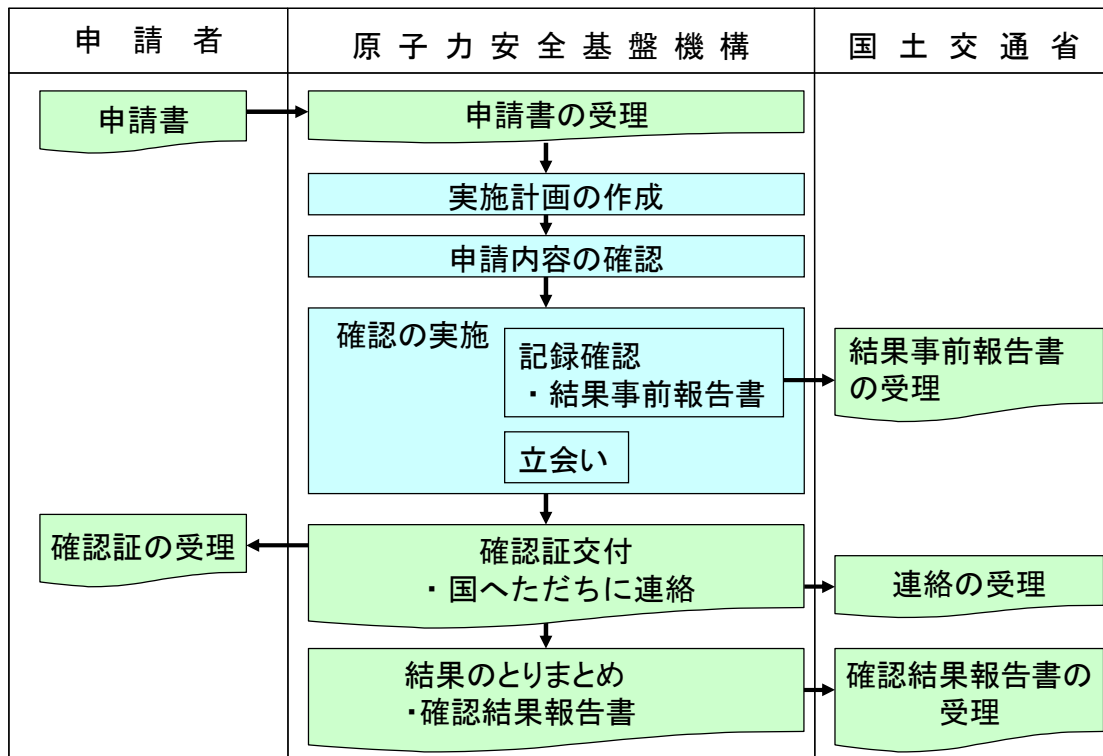


※法令要求はないが、申請内容の妥当性を検証するため国の委員会等の要求により実施

機構の運搬物確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン2】



機構の運搬方法確認(原子炉等規制法)実施プロセス【パターン2】



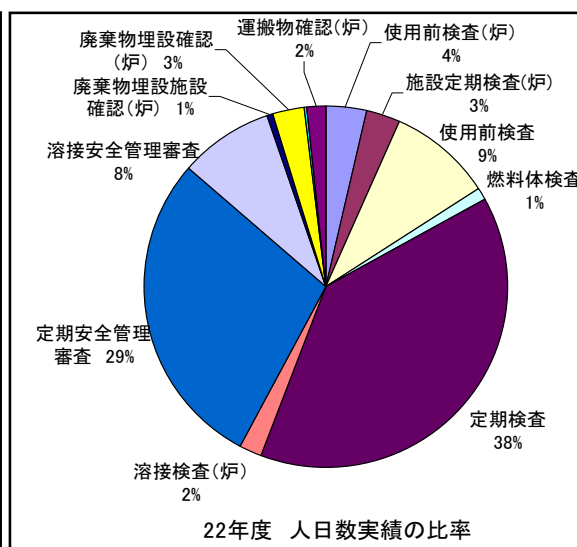
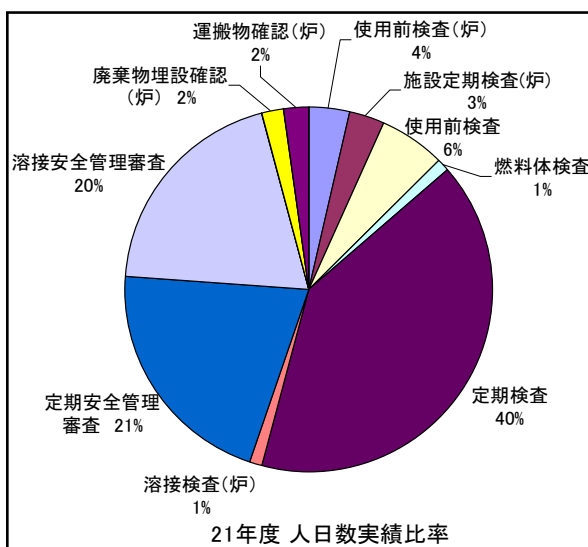
参考資料 1 2. 平成 21、22 年度の検査業務実績

検査の種類	21			22		
	申請 件数	完了 件数 (※2)	人日 (※1)	申請 件数	完了 件数 (※2)	人日 (※1)
使用前検査(炉)	34	30	318	21	19	268
施設定期検査(炉)	12	10	279	12	10	230
使用前検査	126	137	521	127	119	704
燃料体検査	53	57	98	58	52	87
定期検査	32	39	3600	33	35	2958
溶接検査(炉)	26	22	97	13	14	146
定期安全管理審査	34	18	1863	33	19	2182
溶接安全管理審査	291	265	1744	311	367	616
廃棄物埋設施設確認(炉)	5	3	19	18	20	42
放射能濃度確認(炉)	0	0	0	0	0	0
廃棄物埋設確認(炉)	11	11	170	17	11	217
外廃棄確認(炉)	4	0	2	0	4	27
運搬物確認(炉)	151	142	190	124	128	124
運搬方法確認(炉)	0	0	0	0	0	0
合 計	779	734	8901	767	798	7601

※ 1 : 検査業務等のための移動及び、事務所での要領書作成、審査報告書作成等の作業人日数は除く。

※ 2 : 検査等が全て終了し、国又は事業者等に通知した件数。

※ 3 : (炉) は、原子炉等規制法に基づく検査、その他は電気事業法に基づく検査。

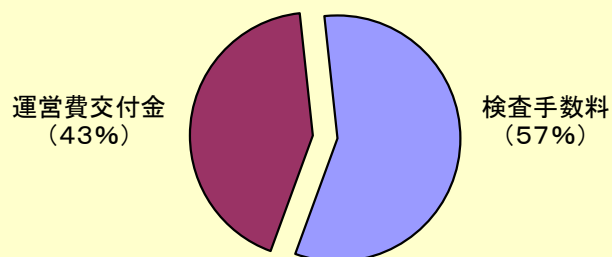


原子力安全基盤機構(JNES)検査業務関係予算内訳

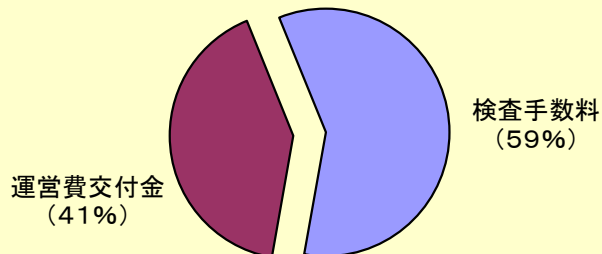
(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検査業務関係運営費交付金(国庫金)	1,078,373	1,083,125	1,074,599
検査手数料	1,448,007	1,556,339	1,482,318
JNES予算総額(参考)	23,638,401	22,252,711	21,572,957

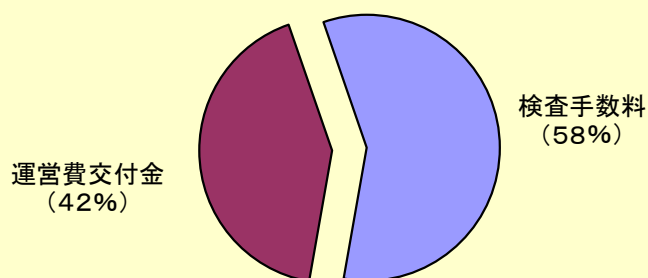
平成21年度検査業務関係予算内訳



平成22年度検査業務関係予算内訳



平成23年度検査業務関係予算内



参考資料 1 4. 米国原子力規制委員会 (NRC) の予算内訳

【米国原子力規制委員会 (NRC) の予算内訳】

NRC は、予算総額から政府拠出金 (廃棄物基金等) を除いた額の約 90% を設置者等からの手数料で回収するものとした。

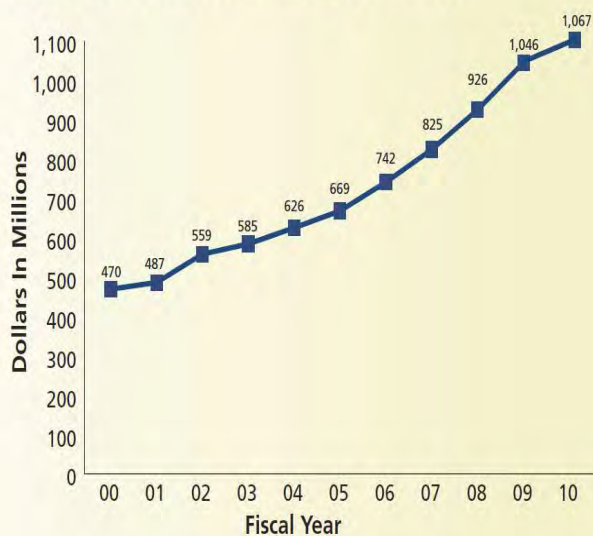
例えば、2010 会計年度の NRC 予算総額は 10 億 6,690 万ドルである。これから、政府拠出金 (放射性廃棄物基金=2,900 万ドル、国家セキュリティ活動=2,230 万ドル、廃棄物再処理の予備活動=210 万ドル) を除いた額の約 90% に相当する 9 億 1,220 万ドルが、許認可、検査等の手数料及び認可毎の年間手数料による回収対象となる。

	2008 会計年度	2009 会計年度	2010 会計年度
必要予算	926.1	1045.5	1066.9
手数料としての回収額	779.1	870.6	912.2
政府支出予算合計	147.0	174.9	154.7
原子力廃棄物基金 (政府拠出金)	29.0	49.0	29.0
国家セキュリティ活動 (政府拠出金)	29.4	27.1	22.3
廃棄物再処理予備活動 (政府拠出金)	2.0	2.0	2.1
その他	85.7	95.7	100.2
監察総監室	0.9	1.1	1.1

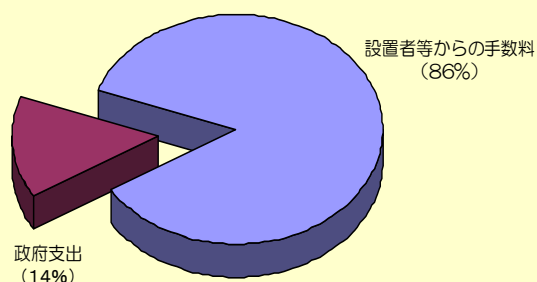
(単位：百万ドル)

(注記) 2010 会計年度は、2009 年 10 月～2010 年 9 月

Figure 4. NRC Budget Authority, FY 2000–2010



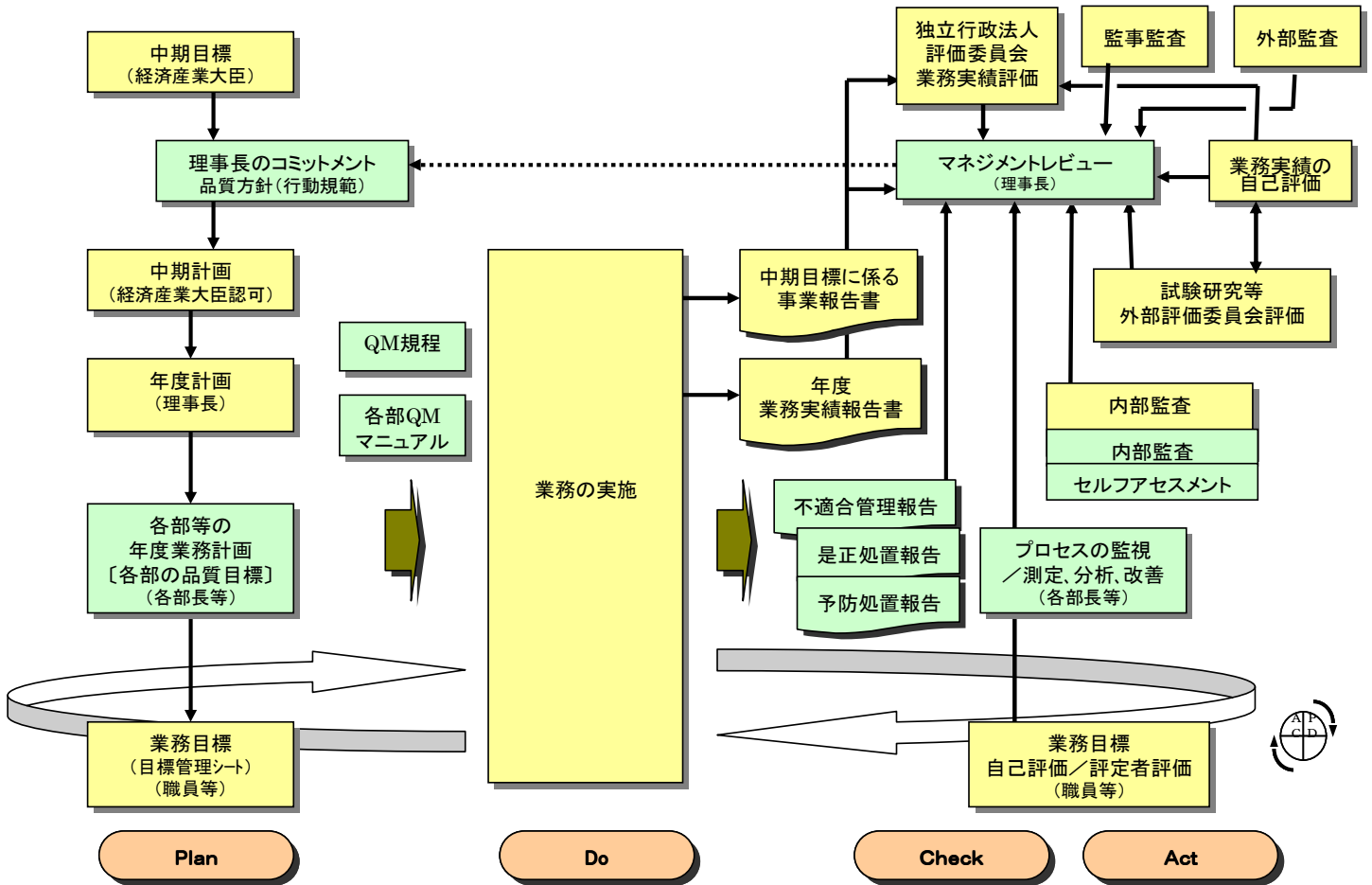
【2010年度NRC予算の内訳】



参考資料 15. 機構のQMシステム体系図

黄色: 独立行政法人の体系

緑色: QMシステムの体系



QMシステム体系図 (PDCAサイクル)